

3月14日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。  
(午前9時00分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。  
まず、5番、田口幸一議員の発言を許します。

○5番（田口幸一君） 登壇

皆さん、おはようございます。また、朝早くから傍聴に来てくださいました皆さん、本当にご苦勞さまでございます。

昨日は、市内各中学校の卒業式でした。どの学校も一糸乱れない、整然とした厳肅なうちに、私は重富中学校の卒業式に参加しましたが、そのような感想を抱きました。これなら、巣立っていく生徒は前途洋々たるものだと考えております。

それでは、さきに通告いたしました7点について、順次質問いたします。

まず、大きな1点目、稲荷橋を歩行者と自転車専用に。

平成22年第3回定例議会において、「稲荷橋に歩道橋の設置を」と質問したところ、「橋長が長い。多額の費用が必要なので考えていない。稲荷橋周辺では過去3年間6件の物損事故が発生している。橋の架け替えには約5億円が必要。社会基盤整備総合交付金の中で実施できる可能性がある」との答弁だったが、その後事故が多発しております。

市道楠元橋前畑線の交通量は増加している。楠元橋、新開橋を自動車は通り、稲荷橋は歩行者と自転車の専用橋にしてほしい。このことは、池島町の7班、8班の合同班会でも強力にお話がありました。これは、住民の総意というふうに私は受け取って質問を通告したところです。署名運動も始めるということでございますので、市長はどうお考えですか。

大きな2番目、三叉コミュニティーセンターの温泉施設を建て替えるための実施設計について。

その1、設計は現在の施設と変わるのか、設計内容を示してください。2、国庫補助、起債、一般財源はどのようになっておりますか。3、洗濯機は古くて使えないという声があるが、新設するのですか。4点目、温泉料金は消費税がかかって105円ですが、市高齢者福祉センターと同じく100円にできないか。

大きな3番目、住宅用太陽光発電設置について。

1、補助金はどうなるのか。2、何戸分を予定しているのか。3、企業や学校も予定に入っているのか。

大きな4番目、あいらびゅ一号の継続運行について。

1、乗車賃500円は変わるのか。2、県からの委託金はなくなると考えるが、歳入面はどうか。3、コースは変わるのか。4、寄る場所はどうか。5、観光客は市内、県内、県外どのように分析しておられますか。

5、桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジ整備推進について。

その1、いつ供用開始予定か。2、建設費は幾らか。内容を明らかにしてください。3、地権者との交渉はどうなっておりますか。どうなるのか。4、経済効果をどのように見ておりますか。

6点目、道徳教育の充実について。

その1、小・中・高校の教育内容はどうか。2、家庭、地域の教育はどうか。

最後に7点目、イオンタウン株式会社の出店動向について。

その1、オープンに至るまでの手続きを説明してください。2点目、経済効果をどのように分析しておられますか。

**○市長（笹山義弘君） 登壇**

田口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち6問目の道徳教育の充実についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の稲荷橋を歩行者と自転車専用についてのご質問にお答えいたします。

稲荷橋は、地域の生活道路として、また、重富中学校の通学路として利用されており、朝の通学時間帯には歩行者が約20人、自転車約100台が通行しております。また、7時30分から8時30分までは、池島方面から森山方面への車の通行規制はありますが、約50台の通行があります。

稲荷橋を歩行者と自転車の専用橋にするための交通規制を行うためには、この橋が周辺の住民の方々の生活道路として利用されていることから、これらの方々の同意が必要となります。稲荷橋周辺の方々の同意をいただければ、歩行者、自転車の専用橋にできるものと考えております。

次に、2問目の三叉コミュニティセンターの温泉施設を建て替えるための実施設計についての、1点目のご質問にお答えいたします。

三叉コミュニティセンターの温泉施設の改修基本設計は、現在の浴場をベースに、トイレの設置や脱衣場などを整備する予定であります。

2点目のご質問にお答えいたします。

平成25年度予算により、基本設計委託を実施し、施設概要を決定し必要経費などを算出して26年度におきまして、一般単独事業債の起債を活用し、建設を行いたいと考えております。なお、事業に対する国庫補助はありません。

3点目のご質問についてお答えいたします。

センター内にある洗濯機などにつきましては、近年、民間のコインランドリーなどが普及したため、当該機器などの利用者は減少しておりますので、今後は利用状況を勘案しながら検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

利用料金につきましては、現施設の建て替えの時点で改めて検討してまいります。

次に、3問目の住宅用太陽光発電設置補助についての、1点目のご質問にお答えいたします。

さきの当初予算に対する質疑の中でお答えしましたとおり、1kW当たりの補助金額を3万円とし、1件の補助限度額を10万円とするよう考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

平成23年度、新規に売電契約をされた太陽光発電設備の平均が4.391kWであることからしますと、1件当たりの補助額は限度額10万円ということになりますので、200件分と考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。

今回の交付対象者は、市内にみずから居住する住宅に太陽光発電を設置する者、または、太陽光発電が設置された建売住宅を購入する者としており、住宅用に限定しているところであります。

次に、4問目のあいらびゅ一号の継続運行についての1点目から5点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

乗車賃は500円のままで変わりません。事業費は平成24年度同様に一般財源であります。運行ルートにつきましては、発着地点は変わりませんが、アンケート調査などにより人気スポット蒲生地区の芝桜園など、季節ごとの旬な箇所や、体験のできるどころ、当日開催されているイベント会場に立ち寄るなど、いろいろと工夫されております。昼食は、市内のさまざまなお店に立ち寄られ、食の紹介もしております。観光客の居住地別は、平成23年度実績で市内19%、県内73%、県外8%で、24年度もほぼ同様であります。

次に、5問目の桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジ整備推進についての、1点目のご質問にお答えいたします。

現在、連結許可申請書の提出準備を終了し、受付を待っている状況であります。事業に着手してから5年をめどに供用開始する予定であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

スマートインターチェンジのアクセス道路として鍋倉・触田線とサービスエリア線などの市道改良を行います。事業費は概算で約6億2,000万円になるものと考えます。

3点目のご質問についてお答えいたします。

去る1月20日に124人の地域の方々の出席をいただき、事業説明会を開催いたしました。また、建物などが支障となる地権者の方には、個別に説明を行いました。今後、実施測量設計を行い、用地調査、建物調査などが終了いたしましたら、個別に用地のご相談を行ってまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

スマートインターチェンジの設置により、帖佐第一地区土地区画整理地内へのアクセスの向上や、大規模団地などからの通勤の利便性が向上し、また、企業誘致が図られることから、定住人口の増加が見込めるものと考えます。また、津波災害時などの緊急輸送路の機能や、国道10号が通行止めとなったときの迂回路機能が向上し、鹿児島大学病院など第3次救急医療施設への緊急輸送の支援、利用インターチェンジの転換により、通学の安全性が向上するなどのことから、安全・安心な生活環境づくりが図られます。

さらに、市内の観光施設や大規模商業施設へのアクセスが向上し、交流人口の増加が図られるなどの経済効果が期待できるものと考えております。

次に、7問目のイオンタウン株式会社の出店動向についての、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

同社の出店に際しての土地造成については、都市計画法第29条の開発行為許可申請書を提出し、書類審査及び現地調査期間を経て許可後、工事着手となります。建物の建築につきましては、建築基準法第6条の建築確認申請の手続が必要であり、最大で70日間が必要とされております。

また店舗面積1,000m<sup>2</sup>を超える大規模小売店舗の新設については、大規模小売店舗立地法第5条による新設の届出が必要であります。なお、市とイオンタウン株式会社は、同法に基づく届出後に、地域貢献に関する協定書を締結することとしております。同法に基づく届出がなされていない現段階で

は、施設の規模、入居する店舗数などの具体的な内容については判明しておりませんが、公募時の提案書では、施設の規模が3万m<sup>2</sup>、初期投資額36億円、雇用が1,000人程度となっております。

このため、経済効果としましては、施設の建築などに伴う波及効果、雇用による波及効果、さらには買い物客増加による波及効果など大いに期待されるところであります。

**○教育長（小倉寛恒君）** 6問目の道德教育の充実についての1点目のご質問にお答えいたします。

道德教育は、学習指導要領に児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるためにその基盤となる道德性の涵養を目的として行われるものとして示されております。小、中学校においては、道德の時間を中心として学校で行われる教育活動全体を通じて行うものであり、それぞれの教科の中で題材として取り扱われている内容や、豊かな体験活動を通して児童生徒の内面に根差して育成されるものであります。

小、中学校においては、道德の時間が位置づけられており、例えば思いやりや親切、友情を育むことの大切さ、命を尊重することや自然を愛することの大切さ、家族愛、郷土愛、公德心の大切さ、などの道德的価値を指導項目として指導することになっております。

高等学校においては、人間としてのあり方、生き方に関する教育を、社会科の公民や、特別活動のホームルーム活動を中心にして、学校教育活動を全体を通じて行います。また、新しい学習指導要領では、各高等学校においても、道德教育についての全体計画を作成するなどの充実努めるようになっております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

道德教育は学校教育のみで行われるものではなく、家庭・地域との協働体制により取り組まなければならないものです。本市においても、本年度から教育施策の重点施策としてモラルティ・インクルーブメント（道德性の向上）推進事業を展開しております。この事業は、全小、中学校を中心として学校・家庭・地域の3者協働により子どもの道德性を高めることを主たる目的としており、本年度は蒲生小学校・加治木中学校が実践を発表したところです。

その中で、各家庭において、我が家の家訓、我が家の教育のきまりの作成、手伝いの励行など、道德性を育むために各家庭において共通して実践に取り組んでいる単位PTAもあります。

また地域においては、地域の子は地域で育てるという考え方を共有し、伝統的な行事や、体験活動、交流活動、奉仕活動を充実させることは子どもたちの道德性を育む場につながっております。さらに、地域の方々による日々子どもへの声かけや見守り活動などにより、子どもたちは温かい人間関係に支えられていることを実感したり、自発的に道德性を高めていく環境になっていたりすると考えます。

以上で答弁を終わります。

**○5番（田口幸一君）** まず、再質問に入る前に、けさの新聞に市長の再出馬への記事が顔写真入りで出ておりました。このことを、けさ、家内と一緒につづさに読んできたところでございます。

そのことについて、市長一言お願いいたします。

今、同僚議員のほうから、通告外だから述べるほうがおかしいということ、市長は述べたいんじゃないのかなと思います。後で、市長室に行って私は市長と一対一でお話をしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

る答弁をいただきましたが、現在の車の通行量、事故等をどのように分析をしておりますか。答

弁書の中にも書いてあります。

橋のたもとに立って私は毎朝橋を通ります、犬を連れて。里山議員も赤旗を配達される、ほとんど3日に1回くらいあそこを通過しておられます。

橋のたもとに立って、車の歩行者、自転車の通行状態を調査されましたか、されたと思うんですけど、ここにおられる部長、次長、あるいはその係長とか担当者がしたと思うんですが、そこを聞かせてください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 市長が答弁で述べました交通量は、平成22年に調査したものでございます。

○5番（田口幸一君） 今、次長が言われたことは、平成22年ちゅうのはなっていないよ。もう平成25年ですよ、3年前じゃないですか。だから、私はあそこに朝7時ごろから大体7時40分ごろまで、毎日立ってるの、あの橋を通るんですよ。往復。土曜日、日曜日を除く、朝の7時半から8時半の間は、池島側から車の通行は規制されております。これは、答弁にも出ています。私が通告してから、この調査をされたんですか、さきの答弁には私は納得しません。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほど次長がいった数字は、最近の状況ではございませんが、朝、夕につきましては、私も2回ほどあそこを蒲生のほうからですが、通勤時間帯ですので、通るだけで状況は、1時間とかそこにいるわけではございませんが、通っております。利用状況につきましては、重富中に通われる中学生の方が自転車で多数通られるという状況は見ております。

その状況につきましては、今後ちょっと年数が経た結果でございますので、私どもが知る限りでは、調査をしまして状況を把握したいと考えております。

よろしく申し上げます。

○5番（田口幸一君） 前、私が通告した質問のときに、あの橋は幅員が3mの橋を大型車両も通ります、営業車とかですね。通ればよけるスペースがなくなるんです、私も、けがが起きています。そして、けんかも起きてるんですよ。

これは、私が通行するとき欄干のかげらですよ、こりゃ、欄干のかげらです、市長、昭和39年3月に竣工になっています。ワニの背中みたいになっております、こっち。これ、私が拾ってきたんですよ。最近ですよ、これ。だから、抽象的にものを考えてはいけないと、これは具体的な事例なんです。感想を聞かせてください。手短かに。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） その橋の幅員が狭いのは存じておりますが、車が高欄とかにあたって壊している状況はありますので、そういう箇所は随時補修はしております。

○5番（田口幸一君） 今私が質問をしたことは、さきに引退された本村町会議員、これ記録に残っているでしょう。まだこの人は元気に今生活しておられますが、それから亡くなられた末永議員、これも亡くなられた海江田議員、ここにおられる里山議員も質問されているんですよ、そして私は2回目

です。

お金がない、約5億円かかるというさきの私の質問に対して答弁がありました。財政的に無理ならば、あそこに信号機を設置して、県の公安委員会とも協議して、歩行者と自転車専用橋にしたらどうですか。これは、地区民の関係通行者、自転車、歩行者の総意だと私は現時点では分析をしております。

市長いかがですか。

**○市長（笹山義弘君）** 管理者としての責任がありますので、管理についてはしっかりと、今後とも長寿化計画にも付しまして調査をしておりますので、そういう点はしっかりと今後ともやっていきたいと思えます。

ただ、規制の問題につきましては、先ほど答弁しましたように、まず地域住民の方々のご要望、そしてご賛同と申しますか、そのことがしっかりと裏づけされないことには次のステップにはいけないと、この双方の規制等々の協議になりますと、今度は県公安との協議になってまいりますので、その辺のところをご理解いただきたいというふうに思えます。

**○5番（田口幸一君）** 今、県の公安委員会とか、この市長の答弁の一番最後のくだりに、稲荷橋周辺の方々の同意をいただければ歩行者、自転車の専用橋にできるものと考えております。私はこのことを、この2行を期待しておりますので、取り組んでいただきたいと思えます。部長、次長もよろしく頼んもんで。

それでは、2問目に入ります。

三叉コミュニティセンターの温泉施設を建て替えるための実施設計について、これは、温泉入浴者は何人かどのように分析しておられますか。これは、答弁書にはないですよ。非常に、私も2回ほど行きました。そこに座っておられる福村次長は春花の出身ですから、実情はよくご存じかと思うんですが。それと入浴時間は、私が行ったら5時だということで、1回は入れませんでしたよ、最初的时候は。だからこの入浴時間も、市高齢者福祉センターと同じように6時まで、18時まですることはできないか、これを答えてください。

**○農林水産部長（安藤政司君）** お答えいたします。

入浴者の方々の利用状況ということでは、平成23年におきましては2万3,932名と、平成24年度におきましては、2月までですが2万2,700ということで、約2万3,000弱の方々を利用いただいているというふうに思っております。

それと、入浴時間の設定の件でございますが、現時点におきましては三叉のコミュニティセンターと一緒に管理になっているところです。それで、その条例の中で運用しておりますので、現時点では今の利用時間帯ということをご理解いただきたいと思えます。

**○5番（田口幸一君）** きこの同僚議員の質問で、トイレと脱衣所ですか、これは現在ないということであそこの温泉を利用される、特に高齢者の方々が、本館のほうの奥のほうにトイレがありますよね。あそこまで行く間に、お漏らしを何回もしておられるということ、係の方から私が入ったときにも、田口さんち、トイレがなかでやなあっち、やっぱりトイレは早く設置してもらいたいということ

ですが、これは今では26年度に建て替えるちゅうことですが、25年度でこのトイレと脱衣所は建設できませんか。

○農林水産部長（安藤政司君） 脱衣所はございます。トイレは施設内には設置されておられません。答弁でも申し上げておりますが、25年度にそれらを含めて実施設計、具体的にどのような内容になるかはまだ未定でございますが、脱衣所、地域の方々がちょっと語らいができるようなものも含めて26年度の建設の中で整備をいたしたいということでございます。

○5番（田口幸一君） 整備をするということですね。それでは、もうあと1回だけ質問します。

私が言ったその105円というですね、これは条例にしばられているちゅうこと、条例は変えればいいんですよ、こりゃあ、100円にできないか検討してください。そして、早い時期に今は平成25年の第1回議会ですから、6月議会あたりに、利用者のことを考えれば、その脱衣所も、いやトイレも早急に急いでもらいたいんですが、どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この三叉コミュニティのこの施設につきましては、以前から浴槽が非常に傷んでるということでご要望があったところでございます。今回、このような実施設計のお願いを申し上げたことは、この三叉地区、始良地区の1つの地域でございますが、もう地域の全体の地区を見たときに、人口が集積する地域となかなかそうならない地域とあるわけですが、均衡ある発展をとということで、三叉コミュニティのこの周辺を、地域のコミュニティの拠点というような構想で整備をしていきたいというひとは考えがでございます。

そういうことから、整備を図ることでございますが、一方では今度は始良市になりまして、始良市内にもいろいろとそういう温泉施設、保養券を使つての施設があります。そういうことからそれらとの整合性、それと、民間施設が近くでございますので、その民業を圧迫してはまたいけませんので、その辺との兼ね合いということもございまして、そこらを総合的に判断して、またお願いをしたいというふうを考えております。

○5番（田口幸一君） 今、市長の答弁、そのとおり実行していただければ、この三叉コミュニティの温泉は、聞くところによると泉質がよく、泉量が豊富だということで、加治木のほうからも、同僚議員も西別府から入りに行つたと、それから蒲生地区のほうからも105円の例にしますと、始良市合併以前は、加治木地区、蒲生地区の人は料金も高かつたちゅうことなんですよ。だから、始良市になって料金は統一された、そこ辺のところを含めて前向きに検討じゃなくて、実施してもらいたいと思います。

それを申し上げまして、次の3番目の住宅用太陽光発電について3つほどお伺いします。

まず、原発、原子力発電との関連をどのように捉えておられますか。お聞かせください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

ただいまの質問につきましては、いわゆる国のエネルギー政策との絡みがあると考えております。原子力のエネルギー、それから火力発電、それと再生可能エネルギーです。これを将来的にどのような比率でエネルギーを供給をしていくかということで、国が今協議をしているところでございます。

自民党政権になりまして、原子力発電につきましては、新たな安全性の基準を設けて再稼働をするというような基準もございますけれども、基本的には脱原発依存という方向性で進んでおりますので、今後は再生可能エネルギー、あるいは火力発電、そういう方向に進んでいくというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） これは補助金制度として国の補助金制度を受けて、始良市が平成25年度から採用する新規事業ですよ。施政方針にも、第3次実施計画にもそのようにうたわれておりますが、この補助金政策はいつまで採用になるのか、例えば25年度から採用する、実施するという事ですから、これは実施計画によれば25、26、27年度3年間ですけど、これは非常にいい政策だと思うんです。だから、これ25、26、27の3年間じゃなくて、その後も実施されるのかどうか、そこをお聞かせください。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

いわゆる補助金のあり方という視点のご質問だと思いますが、基本になるのは先ほど申し上げましたように、国のエネルギー政策、特に再生可能エネルギーを、将来、自給率を何%にするかという具体的なまだ数字が出ておりませんので、その動向を注視しながら、始良市の補助金としても考える必要があるだろうと考えております。

ただ、一般的に補助金のあり方ということについては、行政改革の大綱にもありますように、基本は3年というのがございますので、3年間を節目に国の動向を見ながら、その必要性についてその時点で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（田口幸一君） このことについて最後にもう1点、非常にいい政策だと思います。先ほど次長は、脱原発のそういう願いも込められていると言われましたけど、このことを実施することによって、始良市の、始良市だけじゃないと思うんですけど、経済効果をどのように分析しておられますか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えします。

経済効果につきましては、さまざまな詳細な分析をしなければなかなか算出は難しいとは考えておりますけれども、例えば太陽光発電の部品につきましても、太陽電池とかパネルとかインバーターとか、さまざまな部品がありますので、そういう普及が進みますと、いわゆる製造部門についてはかなりの経済的な効果があるというふうに思います。

さらに個人が太陽光発電をつける場合には、一般的にはエコキュートとか、IHとか、そういうものを複合的に備えられますので、いわゆるエコ対策の視点からも効果があるんじゃないかというふうに思います。今現在、数字的なものを考えますと、お金の流れという視点で考えてみますと、大体太陽光発電が1基当たり、200万前後いたします。で、仮に平均200万としますと、今回の予算措置が200件の予算措置ですので、200万掛ける200件になりますと、4億ですね。4億ほどのお金の流れがあるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） それでは、太陽光については終わって、次のあいらびゅ一号の継続運行について質問いたします。

まず1点目は、あいらびゅ一号運行業務委託料2,160万円の支出、これは予算書の164ページに載っておりますが、この2,160万円の今度は単独事業ということになっているちゅうことですが、その内訳を示してください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 2,160万円の内訳でございますが、人件費と、あと運行経費ということでございます。

○5番（田口幸一君） 今、次長の答弁では、人件費と運行経費、だからその辺の内訳を示してもらいたいです。市民福祉部長は私のところにどういふのを2問目以降質問されるんですから、言われれば私はちゃんとそういうふうに聞きますよということ、かみ合わないじゃないですか。その人件費、運行経費ちゅうのは後でいいですから、お示してください。よろしいですか。

じゃあ、次の質問ですね。

これを充当する歳入面の内訳、歳入面は、そのワンコイン500円はこれはこのとおり実行していくということですが、これが500円の県内が一番多いという答弁でした。乗客数に掛ければ、その歳入の内訳っていうのが出てくるんですが、それをどれくらいに、500円掛ける県内、市内、県外という県内が一番多いということです。どれくらいの収入見込みがあるんですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

乗車時に500円いただいているわけですが、県内、県外問わず、お1人500円ということでございます。

○5番（田口幸一君） お答えになっておらん。

川原次長さん、今の数字は、その500円掛けるそういうのをつまびらかにして後で私に資料として出してください。よろしいですか。

出さないんですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

23年度実績で申しますと、約3,000人乗車されておりますので150万円程度お客様からはいただいていることとなります。

○5番（田口幸一君） 今、23年度実績で150万円ほどということですが、この委託料の2,160万円の支出は、人件費と運行経費ということでした。2,160万円から150万円を引けば大きな開きがありますよね、その差は一般財源で皆様の市民税とか固定資産税で充当するんですよちゅうそげな答弁をしてくいやれば、私も納得するんです。

じゃあ、次に移ります。

詳しい答弁をいただきました。このあいらびゅ一号の寄る場所ですよ。昼食時、また休憩場所は

どこどこですか。これについては答えが来ておりません。

そして、あわせて、そこですね、それを今観光を売り出しにして笹山市政が行われております。今度は掛橋坂もして、龍門、龍門司坂、そして、龍門司の坂ですか、これを市長は「みさか」というふうに言われましたけど、そこ辺のところ、そういうところを県内から一番多い観光客があるという答弁をいただきましたが、昼食時に、その昼食と休憩場所は、どこ辺ですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

昼食につきましては、蒲生観光交流センターの別館の古民家のらびゅーのほうで、始良、蒲生、加治木の各農産加工センターで準備していただいた、「あいら重」という昼食を出されております。

ほかには市内の各お店です。県民の森のしきおりさん、さえずりの森のおひさま、あと市内の反田さんとか、笹寿司さん、大きな人数で入れる場所なんですけれども、フォントナの丘、SORAさん、福寿草、そういったところで、市内の各店舗で昼食はとられているようです。

休憩場所といますか、休憩としてはそういった昼食時間が休憩になるかと思えます。あとは、観光スポットをめぐられたり、体験をされたりということです。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、川原次長さんから懇切丁寧な答弁をいただきましたので、私は個人的にはあなたが大好きなんです。

次に移ります。

桜島サービスエリアのスマートインターチェンジ整備推進について、答弁にも書いてありますが、去る1月22日に県職業訓練校でこの事業についての説明会が行われたと、私はこのときはほかの行事と重なって出席しませんでした。ここに百二十何人という、どのような方々、例えば地権者とか、地権者以外の方、青葉台のあたりからたくさん出席しておられたということの後で聞いたんですが、そしてその地権者とか、関係者の出席者から、その県職業訓練校の講堂でどのような質疑があったのか、説明をしてください。これを簡単にしてください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 簡単にとのことですので、手短かに申し上げます。

130名あまりの出席者をいただきました。地権者には封書でご案内し、その地域の方、全市の方々には回覧等でお知らせした結果、130人あまりが出席されました。

その中のご意見といたしましては、やはりできた後の周辺の道路の混雑等についてのご意見が多くございました。それと、そのほかには前も議会でご質問がございましたが、北側の山は大丈夫かとか、そのようなご意見が多くありました。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 今、建設部長が答弁されたとおり、私の耳にもそのようなことが入ってきております。供用開始まではあと5年ぐらい、平成30年度をめどにこの事業は進められるということですが、これが供用開始になることによって始良市のまた交流人口もふえてくるものだと思いますので、これを着実に事業実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の6点目の道德教育の充実について。

まず、教育長にお尋ねします。これもまた通告外と言われるんですかね、きのう私は重富中学校の卒業式に出席をいたしました。ひな壇でも申し上げましたが、卒業式は挙行されましたが、そのときの教育委員会告辞、教育委員の方が来られて告辞をされましたが、始良市教育委員会ということで教育委員の方は結ばれました。私のこの質問通告は、教育委員長となっております。全て小倉教育長が答弁、説明をしてもらっている、そのことは私はありがたい、私も勉強になります。このことについて、きのうの卒業式では、始良市教育委員会という結びだったです。そして、この一般質問の通告は、教育委員長となっておりますが、そのくだりをちょっと説明してくださいませんか。

○教育長（小倉寛恒君） これは、教育委員会の現在の行政委員会としての組織のあり方でございます。この教育委員会というのは、昭和30年はじめに、レイマンコントロール、いわゆる一般市民による教育が政治的な中立性を確保するために、こういった合議制の機関としてなってるわけでございます、いわゆる合議制の機関のその長が、教育委員長ということでございます。私もその教育委員のメンバーではございますが、傍ら行政組織全体の教育委員会の行政庁の、事務方の長として務めているということで、実際のこういう議会の答弁などは全て教育長の私がさせていただいているというところでございます。

また、卒業式の告辞というのはそれぞれの学校で、子どもたちへの教育委員会としてのメッセージでございますので、教育委員会として告辞を行っている、そういうことでございます。

○5番（田口幸一君） 詳しい説明、ありがとうございます。というのは、禁句になってはいますが、ありがとうございます。

次に、この道德教育については教育委員会の1ページ、2ページ、3ページ懇切丁寧にここに書いてあるように、心のこもった答弁が行われて、もう、聞く必要はないですよ。皆さんもそうだと思います。このようにしていただければ、しかしあまり長くしてしまえば質問時間がなくなりますから、そこで、この答弁のとおりだと思います。これを評価します。

そこで、1点だけ。

私は毎月第3日曜日の8時から、これは夏時間、冬時間というのがありますが、思川あじさいロードの美化作業に参加しておりますが、毎月1回第3土曜日の約1時間程度作業があるんです。その1か月後には、川土手に空き缶、ペットボトル、弁当がらなどがいっぱい捨てられております。この思川あじさいロードは、ここの一番、和田里志議員が事務局次長をしておられます。そこで、このような行為を行うのは、子どもや青少年じゃなくて、一部の不心得な道德性のない大人だと私は見ております。

これは、川土手に車から投げ捨てる、そしてまた、わざわざわが家からちゅうんですか、食事したところから持ってきて、川土手の両岸に捨ててあるんです。このようなマナー、心の教育は、どこでどのように行われておりますか。

○教育長（小倉寛恒君） 今の大人になられた方々も、学校ではそういった道德教育っていうのは昭和33年の10月からスタートしておりますけど、しかし社会全体がそういったものが横行しているということで、学校では指導があったと思いますが、そのことが身につけていないということなんです。

始良市としては、道義高揚のまちとかそういうスローガンは掲げませんが、しかし、始良市

子育て審議会の中で答申をいただいて、今回条例化いたします。社会全体で子どもを育てていこうという中で、大人たちも自分たちの行動というものを考えていただく、そういうことも基本には、狙いの中ではあるわけでございます。

これからは、始良市はそういった道義高揚のまちになっていくというふうに強く確信を持っているところでございます。

○5番（田口幸一君） 次に、イオンタウン株式会社の出店動向について、4つほど質問したいんですが、もう一括してしますので、あと3分、もう2分あと40秒ばかりですから、まず1点目は、イオン九州とイオンタウン株式会社のテナント等はどうなっているのですか。

2点目に、企業サイドに立つのか、または住民サイドに立っているのか、この企業誘致ですね。

3点目は、始良市土地開発公社とイオンタウン株式会社との契約は、もうなされたのか。私たちへの説明では、ここに説明書を持ってきておりますけど、来たる3月29日までに実施するとなっているが、これはもう契約はなされたんですか。

それから4点目、雇用は何人ぐらいを予定しておられるのか。これを、正規、非正規別に説明してください。あわせて経済効果はどのようになるか。

以上です。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

まず、テナント数につきましては、現在最終的な調整をされているということで、明言はできません。

それから、企業サイドか住民サイドかということですがけれども、両方とも調整できるように考えているところでございます。

それから、契約のことにしましては、公正証書を現在作成するというので、公証人役場で調整中でございますので、3月末までには契約されるということですよ。

それから、雇用については、約1,000人ということをお伺いしております。それから、波及効果につきましては、規模等がまだ明確にわかりませんので、明確に答えられませんが、人件費で考えますと年間20億円は超える、これ以上の波及効果があると思っております。

○議長（玉利道満君） これで田口幸一議員の一般質問を終わります。

次に、7番、法元隆男議員の発言を許します。

○7番（法元隆男君） 登壇

おはようございます。今、田口議員がきのうの中学校の卒業式の話にふれられました。私も、きのうは加治木中学校の卒業式に参ったわけですがけれども、やはり卒業式というのは、我々から見ても感動的な面がございますですね。

ちょっと脇にそれますが、我々の時代は、仰げば尊しとかほたるの光という歌が非常に多かったんですよ。きのうの学校の中で最後に、生徒たちが3年生の生徒230名が一緒になって大合唱をやりました。旅立ちの日という歌でございます。この歌は、人気ベスト10をするとやはり仰げば尊しとかほたるの光ですが、これはなぜかという我々の世代はそちらを望んでおるものですから、しか

し今の生徒たちはこの旅立ちの日というのを、一番卒業式では演奏しております。これは、今から10年たっていないでしょう、ある中学校の卒業に際して1人だけ少し荒れた生徒がおりまして、その生徒も一緒に卒業式で感動を味わいたいという校長先生が急遽歌をつくって皆でやろうじゃないか、そして盛り上げようじゃないかということで、校長先生が作詞をしまして、それを一晩で音楽の先生が作曲をした曲でございます。これはもうほんとにすばらしい曲で、そしてその生徒も一体になって感動的な卒業式をしたというようなことで、今後も小学校で歌われるかどうか、今後もこの歌は一番卒業式で今取り上げられている曲でございます。

前段がちょっとあれでしたけれども。

それでは、通告させていただいてます3項目について質問いたします。

項目1、加治木図書館等のトイレの改修について。

加治木図書館、加治木郷土館、加治木幼稚園のトイレは、今なおくみ取り式であります。平成23年3月議会の一般質問において、私は早い時期の水洗化を提言してまいりましたが、その後、ちょうど2年経過いたしました。どのようなふうに関心されたか伺います。

項目2、歴史的文化遺産の評価・保存について。

加治木の港町、網掛川河口東岸堤防跡の石畳について、始良市は前回12月議会の補正予算の中で、この部分を含む、港町活性化事業のための測量設計業務委託を決めました。その後、推移の中で、石畳保存の是非について、文化関係者を初め、地元グループの各方面から意見が続出いたしました。

活性化事業では、この石畳を含む市道の改修が入っておりますので、この石畳をどのように評価するかについて、これはぜひとも始良市文化財保護審議会へ諮問をし、そして答申を受け、その結果を待って議論を重ね、次の段階に移行するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

項目3、島津義弘公の没後400年に向けての取り組みについて。

大正7年(1918年)義弘公没後300年に際しての事業としまして、当時加治木屋形の一角にありました精矛神社を現在の地、日木山に造営遷座し、盛大な祭典を挙行いたしました。そこで、数年後に没後400年を迎えるわけですが、市長は昨年8月、数回に分けての市長と語る会の中で、「島津義弘公没後400年に向けた取り組みと考え方」をテーマにし、没後400年祭を開催すると述べられました。その内容をお知らせください。

## ○市長(笹山義弘君) 登壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の加治木図書館等のトイレ改修についてと、2問目の歴史的文化遺産の評価・保存についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。3問目の島津義弘公の没後400年に向けての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

没後300年においては記録などによりますと、加治木の300年記念会が大正6年に発足し、大正8年に解散とあり、精矛神社の社殿の建築や、加治木町仮屋町の護国神社の記念碑の建立などがありました。

また、帖佐稲荷神社や古帖佐焼宇都窯跡に記念碑が建立されるなど、式典を含め多くの事業が行われたようであります。

このように過去にこの地で生きた島津義弘公の遺徳をしのぶとともに、その生き方を学び、これから生きる人々の人格形成に役立てることは、今を生きる者の努めであると考えております。そのよ

うな中で、市内においてもゆかりの地が各所にあることから、全市的な取り組みが可能であり、市が一つになる上でも意味のある大事な行事になると考えております。そのため、市の支援を受けて地域コミュニティや有志による実行委員会のようなものが組織され、それが核となって進められることが望ましいと考えております。これは、島津義弘公を取り巻く宗教的、倫理的なものの独立性も保たれ、事業の効果を最大限に生かすためにも有効な方法であると考えております。今後、事業計画につきましては、鹿児島県や隣接の市等でもいろいろな考えが示されていくことが予想されます。また、没後400年目を2018年にするか、2019年にするかにつきましても議論が分かれておりますので、周辺地域の取り組みなども併せて、それらの情報を市民の皆様にお示ししながら新たに企画部内に専任の担当者をおいて、義弘公没後400年に向けた取り組みの気運を高めていきたいと考えております。

**○教育長（小倉寛恒君）** 1問目の加治木図書館等のトイレ改修についてのご質問についてお答えいたします。

加治木図書館、加治木郷土館及び加治木幼稚園のトイレ水洗化については、これまで約2年間の検討を重ねてきたところです。敷地や文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地であることや、日ごろ園児が活動する場所でもあることから、若干検討に時間を要したところではありますが、浄化槽を加治木幼稚園の園庭の一部に埋設することで、3つの施設のトイレ水洗化が可能となる結論となり、今回の予算化に至ったところです。

次に2問目の歴史的文化遺産の評価・保存についてのご質問にお答えいたします。

この石畳は護岸のためにつくられた石堤が、その後の補強工事で埋め立てられ、その頂部がわずかに残地として見えているものです。現段階ではこの石堤を文化財として保存するか否かについては、まだ十分な基本調査もなされていないところでもあり、早急な結論は出せないところです。

今後、文化財保護審議会の委員を含め、多くの専門家の知見や指導を受けながら、開発と保存の調整を図っていくことが必要だと考えます。

以上で答弁を終わります。

**○7番（法元隆男君）** それでは通告の順番で質問をさせていただきます。

まず、図書館等のトイレ改修ですが、先日25年度当初予算の質疑の中でこのことがしっかりと問われておりました。この前の質疑のときに回答をいただいたような気がしまして、非常にありがたいと思っております。

その中で、一応1,400万円ということがうたってございますが、これの内容をちょっとご説明いただけませんか。

**○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君）** 内容としましては、水洗化に伴う工事になりますが、内容としましては、浄化槽35人槽の浄化槽を設置するということが1つ。

それから、加治木幼稚園の園児のトイレが、今簡易の水洗になっておりますので、くみ取りののに洋式のトイレを乗っけて、園児が洋式の形でできるような、和式の上には、すみません、洋式のトイレを乗っけて座ってできるような形になっておりますので、それを全て洋式の水洗化にするということ。あと、図書館のほうのトイレを洋式にするというふうに考えてます。今、男子用のトイレは、小便器と大便器とあるんですが、場所が非常に狭いもんですから、洋式の洋便器1つ、あと女性のほ

うも同じような形にするということで対応しております。

あと、郷土館のほうにつきましては、外トイレなんですけれども、外ってということもありまして、洋式化よりも和式のほうがまだそのままがいいだろうということで、これは今の和式と小便器、それを水洗化するというような工事をしたいというふうに考えているところです。

○7番（法元隆男君） 郷土館の左にあります。外にトイレあります。あれは郷土館用につくったトイレでしょう。今説明されたのは、あのトイレのことでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） そうです。郷土館につきましては、中にトイレがないんですから、外トイレを利用させていただいてるんです。

○7番（法元隆男君） 2年前にこのような質問をさせていただいて、そのときはこれが文化財の、埋蔵文化財包蔵地ということで柁城小学校も含めてあの辺は文化財のそういう包蔵地ということで、柁城小学校もプールをつくるときも非常にそういったような苦勞をして、まず文化財のほうを調べてやるようなことで、非常に厳しい面もありましたけれども、そうやって当局のほうで文化財とは別にクリアしながら、そこに浄化槽の位置を探していただきまして、こうやって水洗が可能になったということで、非常にそれは評価させていただきたいと思います。

くみ取りでしたので、どうしても図書館でも簡易水洗ではありましたが、臭いがこう全体に回るということで、図書館の機能としてやはり一番これは近々な問題であるというふうに考えておりました。今回、こうやって検討ができたということは非常に喜んでおります。

これは25年度予算の中でそれは履行されるのでしょうか。もう一度確認のために質問いたします。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 先ほども答弁の中で申しておりましたように、23年度の第1回議会で法元議員のほうから質問いただきまして、あと、今言われたように対象となる場所が埋蔵文化財の包蔵地であるということがありまして、慎重に検討を重ねてきたところなんですけど、一応今言われたような形で対応できる、25年度で予算化できましたので今後順調に進めていきたいというふうに考えております。

○7番（法元隆男君） 最後の確認ですが、例の質疑の中で1,400万という予算は今説明していただいた、そこを全部、浄化槽と加治木幼稚園、それに図書館、郷土館のトイレ全部を含めての工事費で理解してよろしいのでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） そうです。ただ合併浄化槽ですのでトイレ以外にも、生活排水もそこに流し込んで浄化していくということで進めていきます。

○7番（法元隆男君） はい、わかりました。雑排水の排水も含めてと、その配管も含めてということですね。

○7番（法元隆男君） 誠に失礼いたしました。

それでは2番目の項目に移りたいと思います。

2番目の項目の中で、先日、南日本新聞の2月20日の記事が、一応、三木靖教授、あの方は大学の名誉教授ですが、わざわざ出てこられてこの石畳をごらんになっていただいたようですが、これについては承知されておりますでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 新聞で拝見いたしました。

○7番（法元隆男君） この石畳については、いろいろなこの前の12月議会での出されたその設計と、調査と設計の予算540万が出てきたときからいろいろと意見やいろんな方の話が出てまいりました。そして、これについては、やはり文化財という、まだ文化財の指定はございませんけれども、文化的、要するに歴史的な文化遺産であるという立場は間違いないと思います。

そういったことで、これについてどう評価するかということが一番大きな課題ではないかと思うんです。ですから、こういうことから、私はもうこうやってきょう提言いたしますのは、始良市の文化財保護審議会への諮問をして、答申を受けて、そして、またそれにプラスして、今ここにも回答書に書いていただいているように、多くの専門家の知見や指導を受けながら、開発と保存の調整を図っていくということに答えをいただきました。

文化財保護審議会への諮問を具体的にすることになりますでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 文化財保護審議会に一定の、例えば、文化財の市指定の施設とか、そういうことで諮問するというのもう現段階では申し上げられないということでございます。

それは、内容を申しますと、あそこのいわゆる加治木の石堤堤防というのは、本来鹿児島市の旧港湾施設です。旧港湾施設っていうのは鹿児島市の水族館の横にございますけれども、ああいう新波止、あるいは一丁台場とか平成19年に指定を受けましたけど、ああいうしっかりとした形状が残されているというものではなくて、いわゆるその頂部、頭の部分だけが残っていると、そういうことで残念ながら施設全体の残存状態というのがあまりにも悪いということなんです。著しくそういう意味で文化財としての価値というのは損なわれている状況があるということとは言えると思います。そういうことで、文化財保護審査会の委員の方々、それから文化財の現在保護審議会の委員の方々の中に、土木工学的な見地の専門家はおりませんので、鹿児島大学のあたりのそういった土木工学、あるいはコンサルティングをやっておる企業の方々にそういったお伺いをして、そしてこの内容を基本調査をしていきたいということで、審議会の保護審議会にかける状況には現在の形状からしてないということはあるかと思えます。

○7番（法元隆男君） 今、そういったような基礎調査的なものを行った上で、保護審議会に諮問するかどうかっていうことを考えると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） そういう明確に現在その他の、指宿市、あるいは鹿児島市で港湾施設の一部が登録文化財、あるいは重要文化財という形になっておりますけれども見事な形で残っているというのが判明すればそりゃそういう可能性はあると思います。現在頭の部分だけしか残ってないということでは、少しその判断は難しいということでございます。

○7番（法元隆男君） 先日、12月議会で可決しました基礎調査、設計とその測量という形の予算540万が出ましたけど、これはその例えば石畳の内部の構造であるとか、そんなようなところまでの踏み込んだ調査は含まれていないのでしょうか。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

12月でお願いしました委託調査の件でございますけども、このいわゆる空洞調査でございますが、この空洞調査は基本的には文化財云々の調査ではございませんで、もともとあそこには、石堤ちゅう堤防にかわるものがあったわけですけども、その横には現在の堤防がございます。その堤防に、影響を与えるのではないかちゅうような部分が心配されるものですから、その部分の強度に影響はないかちゅうことを前提に基本的には調査をかけているところでございます。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） 今あります堤防石のことで我々が知る限りでいくと、あそこは船着き場だったという記録はしっかり残っております。船着き場で、あそこの川の対岸のほうに番所があって、一時はそこも船着き場も一応機能しておったようですけども、それと加治木港の一番奥の、突端のほうには舌出しという、それとまたお互いに機能をしながら今のところが船着き場でいろんな荷物が入ってきたというのが歴史的に残っていると私は思っております。

それで、今郷土館の入り口から左側に行くと階段がありますが、階段に上るちょっと手前のところ、階段にかかっていますか、壁のほうに、昭和初期に書かれた手書きの地図がございます。網掛川から東側、黒川のほうからこうです。その中の地図をちょっと見てみますと、石畳が思わせるようなギザギザのバツ印みたいなのが、大体網掛川のところまでこういっております。網掛橋がその当時どうだったかというのはいろいろと議論するところですが、それから奥行って毎年4月になると花見を、3月の末から4月にかけて花見の場所である、今も非常ににぎわってる場所、お蔵ん土手という場所がございます。これは昔、石蔵がずうっと立ち並んでてそこを、蔵とお蔵ん土手というふうに呼んだ経緯もあります。そして、その船着き場に来るために、これは全国でも3か所しかなかったという歴史的なあれがあるんですが、濤標というのがあった、濤標というのは3本の昔の木でしょうね。木を立てて、船着き場に誘導する指標ですね、これがあった跡がその地図にもしっかりと記録されております。そういったふうに、歴史的なものからいくと非常にそういったような有効な何ていいますか、歴史財産であると、私個人的には考えております。

ですから、そういったことを含めてやはりこれは素人考えでするのではなくて、私が申し上げているのはやっぱり始良市で一番、そういったことに対して諮問する、してもいただけるそういった文化財保護審議会の諮問をして、その方たちのご意見を聞くという形をやっぱり一通りとるべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 文化財保護審議会に諮問するというのは、例えば市の指定史跡として、これは基本調査がそういう段階まで至ればそれはそういった基本調査の上で諮問することはありうると思えます。

今、先ほど答弁の中で、専門家の知見や指導を受けながらというのはそういった専門家の方々の意

見を聞きながらこのことはどういう状態にあるのかということを見きわめたいということでございます。

今の状況から判断しますと、頭の部分しか出ておりませんので、これを文化財としての史跡指定をするっていうことは、諮問すること自体がまずできないという状況にあると、それははっきり言えるかと思えます。

それにはまず今の審議会の委員の中に、土木工学の専門家もおりませんので、郷土史とか、あるいは民俗学とかそういった専門家がおりませんので、ほかの専門家を呼んでそういったものを見きわめていきたいということで、それを諮問を前提にするということではございません。

○7番（法元隆男君） この文化、文化的な遺産がどうなるかということ是非常に注目を集めているところであります。それで、やはり25年度予算の中で、7,800万という予算が組まれて、この網掛川通り線ですか、この線もそういったことでもう工事に25年度で入るとなると、もうそこも壊されてしまうんじゃないかと、しっかりとした意見、調整をした上でのあれならそりゃ地域住民、またはいろんな我々含め皆納得できるんですけども、そのようなことのスケジュールでもうどんどん工事が進んでいくということになった場合に、ちょっと今の状況で、例えば専門家の知見や指導を受けながらということになると、そういったような場をつくっていただけるということでしょうか。そんなような皆さんの意見を具申するような、そういった場をつくって、その人たちと意見交換しながら残すのかどうすんのかというような結論に持っていかれるということでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この網掛川の石堤につきましては、私どもが幼少のころまでは残っておりまして。そいでお蔵ん土手も含めて、それからこの船出しのところですが、これらも残っておったわけですが、そのときの台風等の被害等のこともあったと思えますが、そのときに今の堤防に変えられたと、そのときも一応いろいろ論議があったのではないかと予想するわけですが、往時をしのぶそういういろいろの施設が今現存しない中で、私といたしましては、まず、基本的なスタンスとしては道路の設置管理の立場からしますと、まず今、ああいう石堤の上に車が常駐するような状態が起っておりますので、道路交通法の観点からも、また管理者の立場からもよろしくないということでございます。

この場所だけではなくて、先ほど言いましたお蔵ん土手での石堤のあったということを含めて、ここは結局、今の市のほうで管理をはじめております森山邸とのかかわりもあるわけでございます。鍋谷とって沖縄、今琉球ですね、奄美のほうの砂糖煮釜のためにという、そういう歴史的ないろいろ背景もありますので、それらをしのべるような施設の整備、例えば案内板をもっと詳しくするとか当時の写真を載せてしっかりしたそういう案内をつけて、一帯がそういう歴史があったという往時をしのべるようなそういう整備をしていくということのスタンスでいかなものかというふうには考えますが、いずれにしても、この箇所についてのことについては、いろいろと道路整備の観点からはそのような姿勢でいきたいと思えますが、何が何でも、今の現時点で道路を優先するとかいうことにはならないと思えますので、一応それらを総合的に判断して、交通の安全というのを一番優先する立場でもありますので、そこらを図りながら進めていきたいというふう考えております。

○7番（法元隆男君） 今、市長のお答えで、何が何でも道路をしてということではないって、やっぱりそうやったみんなそのようないろいろの意見を聞きながらその辺をということの検討の余地を今私

感じました。

この石畳については新聞に出ております。これは鹿児島本港とつくりが似ており、江戸時代の面影がある。加治木や鹿児島湾の海運史をひもとく重要な手がかりとなるというようなことのコメントをこの三木教授が出されております。これをちょっと聞いてみますと、わざわざ鹿児島からこれをごらんになるために、わざわざこのためにいらっしゃったようなこととございます。そして、このようなコメントを出されております。これを含めて、やはりこういう文化的遺産については慎重に、その道の工事をばんばん進めていくというよりも、この部分については、だから私自身がこれは残してくださいと今お願いしてるわけじゃないんです。これは慎重にかかってくださいということの願いがあります。保護審議会は、また性格が違うような言い方をされましたので、その辺のところを今ここに答えが出ていただいています。今後、文化財保護審議会の委員を含め、多くの専門家の知見や指導を受けながら開発と保存の調整を図っていくというようなこととさせていただきますので、この推移を見守って行きたいと思っております。

こういうことが、この議会でも取り上げられたということのそういったような足跡を残していきたいと思えます。

それでは、続いて第3問目にまいります。

昨年8月に何回かに分けて市長と語る会ということ、この資料を今持っておりますが、番号順に相当な項目で31項目ありまして、その中の4番目の項目の中に「島津義弘公没後400年に向けた取り組みと考え方」ということで話をされました。しかし、きょう回答書をいただいておりますが、いろいろなその説明はつけていただいておりますが、回答としては、この前の市長と語る会から進んだ説明はいただいております。そのときも専門の担当者を置くというような話もちらっとされました。来年より担当者を置くというようなことの話もいただきました。それで、全体として具体的にもう来年といっても担当者を置かれるということになると、もう4月からそういう担当者が企画課にお見えになるということですね。

そういったような方向性として、恐らくもう市長も大まかな方向性は持ってらっしゃるでしょうから、その辺のところをもうちょっと突っ込んで説明していただけないでしょうか。

**○行政改革推進室長（小野 実君）** お答えいたします。

今、議員が仰せられるとおり、本年4月から企画部内にこの島津義弘公没後400年の担当の専門の担当職員を置くことにいたしております。ただし、新設の係をつくるのではなくて、一応担当者だけを企画部内に置くという形の組織編成を今年度しておりますので、4月以降その方向でいきたいと考えております。

**○市長（笹山義弘君）** この400年祭のこととございますが、新市になりまして改めて市全体を見渡しても、非常に島津義弘公にまつわるいろいろな遺跡・旧跡が多いということを感じております。

そういうことから、今後については、始良市を売る場合に一つの歴史の中でいろいろな年度年度でいろいろあろうと思いますが、一つの中世以降のそういう歴史を語る中ではここは外せないということとありますので、今、教育委員会のほうでも郷土史の編さんの作業に入っております、今までそれぞれの町でそういう歴史のいろいろつくってございましたが、これを、市としての郷土史にまとめていくという作業があるわけとございますが、それらも含めて、いろいろ調査やり方いろいろあります

ので、それらのことも含めながらも観光の整備をしていくという考えでございます。

それで、この400年に向けてのことでございますが、今、鹿児島観光協会とかいろいろな方面で動いておられるように聞いておりますので、ここらと連携を組みながら、今後どのような、市としての行事が組めるかということも、そういう各種団体ともいろいろと協議をしていく必要があろうというふうに思っております。

○7番（法元隆男君） もうかなり前からですがNPO法人島津義弘公奉賛会という会がございます。この会は、最初の趣旨を伺いますと、やはり没後400年を目指していろんな事業をしたいというようなことで立ち上げられたようですが、その後あまりその活動が見えてこないんですけど、この奉賛会と市との連携は何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） このNPO法人の島津義弘公奉賛会については、郷中教育の青雲舎の活動を今引き継いでいただいて、今青少年に対しまして自顕流、それから天吹等々のご指導もいただいているというふうに聞いております。ただ、この具体をこの団体と協議に入っているかということにしますと、今はそういう段階にはいたっていないところでございます。

○7番（法元隆男君） 昨年、市長と語る会でお話しされた没後400年に向けてと、このときには没後400年祭をやるというようなお話をされました。そういったようなことで、もうあれから半年以上たつということになった場合に、まあ半年以上ですね8月でしたので、もう大体方向性も決まってるのかなと思ってこれ質問したわけですが、今後それについては、今おっしゃってるようにいろいろな観光協会とかいろんな県全体のことも含めて、それとタイアップとかそういったような連携をしながらとかいうことになるということでご説明いただきました。300年祭のときには、先ほど申し上げましたように今の護国神社にあったところのお寺を今の日木山にして、今の社殿、精矛神社の社殿はその300年祭のときにできたわけで、大体95年ぐらいもうたってるという状況です。ああいう社殿まで新築してつくって盛大に没後300年をされたということで、我々も没後400年という100年の節目の中でいろいろと期待しておるわけですが、この答弁書の中に、市の支援を受けて地域コミュニティや有志による実行委員会のようなものが組織され、それが核となって進められることが望ましいというふうにお答えをいただいております。2ページの真ん中ちょっと下あたりですね。

先日、新聞にも報道されましたが、島津義弘公NHK大河ドラマ化推進実行委員会というのが立ち上がりましたが、ああいったようなあれはもう具体的に大河ドラマ化推進ということで実行委員会が立ち上がったわけですが、今回ここでお答えいただいているのは、没後400年に対しての実行委員会というようなことをまた新たに立ち上げて、その地域の有志の人たちが組織されて、それが核になってというようなことは、一応400年祭というような実行委員会が立ち上がってそれが核になればいいということの意味でしょうか。

○市長（笹山義弘君） この義弘公という17代の当主でございますけれども、市の立場からの考え方をしますと、やはりその、始良市を売り込むといいますが、県内外に広くアピールするという際には非常に有力な題材であろうということでもあります。

それで、一つのきっかけとして400年祭という一つの節目がございますので、それに向けていろいろ

ろな協議に入っていく、そして、そういう実行委員会などが立ち上がっていただけるようであれば、そういったところに支援していくという形が一番いいのではないかとこのように考えているところでございます。

○7番（法元隆男君） 大体その方向性は少し見えてきました。

まだ、担当の方が25年度からということになるともう来年ですね。この市長と語る会では、来年より担当者を置くというようにお答えになっておりましたので、そういったことで、そこからいろんな具体案が煮詰まってくると。

そういうふうな考えでまだまだ全体としての、市長が頭の中で考えてらっしゃる、あるいは今後明らかになってくるということでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまの件については市長がご答弁申し上げましたが、島津義弘公につきましては宗教的、あるいは倫理的なものもございまして、事務方としましてはやはり地域コミュニティ、あるいは有志の方々による実行委員会の者で組織され、どのような形にするかということがその中で決められていければ、市としても支援できるのではないかと考えているところでございます。

○7番（法元隆男君） 今のお話を伺うと、市はそういった地域からコミュニティとして盛り上がっていったら支援しましょうというような何かそんなふうに取り扱ってしまいました。語る会の中で次年度から担当者を専門に置くということで考えておりましたので、もうちょっと市のほうが、今の段階ではあまり話ができないというふうに感じているんですけども、今後、これについてはまたいろいろと質問させていただきながら、うまいぐあいこれが進めばいいと考えております。

ですから、今後もこういったことに対して一応注視していきたいなと思います。

終わります。

○議長（玉利道満君） これで、法元隆男議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前10時45分休憩）

○議長（玉利道満君） 湯川議員が、体調不良のために早退の届け出がございましたのでお知らせをします。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

19番、神村次郎議員の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 登壇

皆さんおはようございます。

3月で退職をされる職員の皆さん、大変ご苦労さまでした。お世話になりました。

今回は、次の3点について質問をいたします。

1 問目、交通施設のバリアフリー対策であります。始良市の65歳以上の人口は約1万9,400人、障がい者手帳を取得している人は約5,000人です。高齢者を含め、障がい者、妊産婦やベビーカーを利用する方をはじめ、市民が自由に移動することができるように、さまざまな施設の段差を解消するバリアフリー化を早期に実現することが社会的な課題となっています。

以下についてお伺いいたします。

要旨1、誰もが安心して暮らし続けることのできるバリアフリーな都市環境の整備が必要です。公共施設、道路、旅客施設等のバリアフリーをどのように推進されてきたかお伺いいたします。

要旨2、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」平成18年12月施行です。また、平成23年3月には、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が示されています。その内容についてお伺いいたします。

要旨3、総合計画に、駅周辺及び鉄道等のバリアフリーの推進をしておりますが、これまでの経過をお伺いいたします。

また、今後、加治木駅、帖佐駅にはエレベーターの設置は、関係機関を通じて検討できないかお伺いいたします。

要旨4、加治木駅は、高校生を含む1日当たりの乗降客は3,000人を超えております。駅舎のバリアフリー化と同時に、駅舎に自由通路を検討することはできないかお伺いいたします。

2 問目です。地方自治と景気対策に逆行する地方公務員給与の削減についてであります。

地方公務員の給与は給与削減問題で、本年1月、地方6団体は共同声明を出しています。その内容は、経済活性化に逆行するのではないかと、地方公務員の給与は公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定するべきものである。地方交付税の固有財源としての性格を否定するものであり、断じて行うべきではないと言っています。

以下についてお伺いいたします。

要旨1、地方公務員給与の地方交付税を通じた強権的な削減は、地方6団体が指摘するように行うべきではないと市長もお考えかお伺いいたします。

要旨2、地方交付税は、国への依存財源ではなく、憲法における地方自治体の本旨の実現を保障する財源であり、地方固有の財源として、今回の措置はあり得ないことと考えていますがお伺いいたします。

要旨3、本市の財政で、地方交付税の給与削減はどうなっているのか。これに見合う財源補填の状況についてお伺いいたします。

3 問目、公契約条例の制定についてであります。

自治体職場の民間委託、外注化によって、低賃金の労働者が増加をしています。また、自治体内でも、非正規公務員が増加をしている現状です。このような結果、官制ワーキングプアと呼ばれる状態があり、地域の賃金を押し下げることにもつながっており、経済の停滞を加速し税収も減り、財政が悪化をすることになっていると思います。

公契約条例は平成21年野田市で条例化され、現在では5市で制定されています。公契約において、受託業者が支払う労働報酬に下限を設けるものであります。

公共事業における労働者の適正な賃金の確保、過剰な競争の排除を目的としています。本市においても条例化が課題と考えますが、以下についてお伺いいたします。

要旨1、この条例は最低賃金法などと違い、発注者である自治体と受注者である事業者との双方の

合意が前提であります。このことについての考え方を伺いたします。

要旨2、過剰な競争で、子請、孫請等の下請の重層的な低賃金の押しつけで、職人が育たないといわれています。地場産業の振興のためにも本市でも検討できないか伺いたします。

要旨3、著しい低価格の入札の防止、労働者の労働意欲を高め、安全で良質な事業の確保のために、他市でも行われている業務委託に最低賃金制度を導入できないか伺いたします。

以下、質問席から質問を行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

神村議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の交通施設のバリアフリー対策についての1 点目のご質問にお答えいたします。

市内の公共施設や道路などのバリアフリーの現状につきましては、始良生活改善センターの玄関ホール、旧堂山小学校ホール、公営住宅大迫団地などの公共施設の出入口にスロープや手すりの設置などを行い、都市公園などにおいても多目的トイレやオストメイト、ユニバーサルデザインの手洗いなどを設計段階から協議し順次整備している状況であります。

また、道路整備についても、木田本通り線の歩道改良などにより歩道幅員拡張や横断歩道のすりつけ部の段差解消、歩道の急勾配の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など順次バリアフリー化を進めてまいりました。

各種施設のバリアフリー化については、施設改善や公共用地確保・予算確保などの課題も多くあるところではありますが、今後も引き続き、高齢者や障がいのある方々の移動が円滑にできるよう、要望等を踏まえて改善を図ってまいります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」については、本格的な高齢社会の到来を迎えて、高齢者や障がいのある方々の自立と積極的な社会参加を促すために公共性のある建物や駅・空港などの旅客施設、道路や公園などにおいて高齢者・障がいのある方々が、円滑に安全に利用できるような整備の促進を目的としております。

また、移動等円滑化の促進に関する基本方針につきましては、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤であるとの認識の下、移動等円滑化の意義及び目標、施設管理者が講ずべき措置、基本構想の指針などについて定めております。

本市におきましても、この法律や基本方針に基づきまして高齢者、障がい者、妊産婦などさまざまな方の移動や施設利用の利便性、安全性の向上に努めてまいります。

3 点目と4 点目のご質問につきましては関連がありますので一括してお答えいたします。

市内5 か所のJR各駅のバリアフリー化や加治木駅舎の南北入口の設置など、環境整備による利便性の向上については、本市も会員である鹿児島県鉄道整備促進協議会を通して毎年JR九州に対し要望を行っております。しかしながら、要望書に対するJR九州の回答は、整備に必要な費用を地元自治体も負担することを前提とした内容となっております。

本市としては、これらの整備に要する費用については、事業主体であるJR九州が負担すべきという基本的な考えを持ちながら、必要に応じ限られた財源の中で事業の優先度を精査していく必要があると考えます。議員ご質問のとおり、平成23年度以降については「移動等円滑化の促進に関する基本方針」によって、32年度までに1 日当たりの乗降客が3,000人以上の駅については全て、3,000人以

下の駅についても可能な限りバリアフリー化することが示されております。

J R九州も、駅のバリアフリー化は急務の課題として認識されており、2,000人以上の駅の整備を目標として整備を進めたいと考えておられます。そのため、昨年6月に、J R九州から加治木駅へのエレベーターと多目的トイレの設置によるバリアフリー化の提案がなされました。事業実施主体はJ R九州であり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の鉄道駅バリアフリー化等事業にかかる補助率3分の1の補助金を活用し事業導入を図りたいとのことでしたが、同時に本市にも3分の1の負担を求めるものでありました。J R九州の試算によりますと、上記バリアフリー化には概算で約1億9,000万円が必要となり、単純計算でも6,000万円を超える本市の負担が必要になります。

平成23年度からの国の要綱では、従前のような地元自治体と国による協調補助を前提にしておらず、国が単独で事業者に補助金を交付できますが、地元自治会からの協調補助の有無が国の事業採択や補助金配分に影響を与えるという表現がなされております。

本市としての事業にかかる費用負担についての基本的な考え方はさきに述べたとおりであり、また、6,000万円を超える一般財源による補助には、現時点で有利な起債や交付税措置がないこともあり、財政に与える影響が極めて大きいと考えております。そのため、県との協議を行いました。J R九州の当該事業に対する県による補助制度が存在していないことや補助金制度の創設による後年度の県財政への影響などから、その必要性和財政負担を考慮しなければならないとのことでした。

J R各駅のバリアフリー化や加治木駅舎の南北入り口の設置は、J R利用者である市民や市内に勤務されている方々の利便性の向上につながることは十分理解しております。J Rの5つの駅を有する本市においては、最も効率的な方法は何かを含めて、今後関係機関に対して要望活動を継続してまいります。

2問目の地方自治と景気対策に逆行する地方公務員給与の削減についての1点目のご質問にお答えいたします。

本村議員のご質問にも答弁いたしましたとおり、地方公務員の給与等につきましては地方自治法第204条第3項及び地方自治法第24条第3項の規定に基づき、自治体が自主的に判断し条例で定めるべきものであると認識しております。

今回の給与の削減につきましては、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに長引く景気の低迷を受け一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることから、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されているところであります。また、県も、今回の要請は特殊ケースとしながらも国の意向を尊重し一定の対応をせざるを得ないとの見解を示しております。

本市の方針としましては、こうした国、県の意向を鑑み、近隣市町の状況を踏まえながら市職員組合と協議の上、適切な対応を取りたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

議員仰せのとおり地方交付税は、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図りかつ必要な財源を保障することによって地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することを目的としているものであります。

地方公共団体におきましても、行政改革などで不断の努力をすべきであることは認識しており、本市としましては、これまで行財政改革に取り組んできているところでありますが、このような財源を

絞る今回の措置は異例のものであると考えます。

3点目のご質問についてお答えいたします。

さきの本村議員のご質問にお答えしましたように、確定的な数値としては決定しておりませんが、総務省が先月示した影響額の簡易試算方法に基づきますと、地方公務員給与の削減による本市の基準財政需要額への影響額は約1億8,000万円の減額であります。地方交付税額の決定にはその他さまざまな算定基礎があることから、先ほど申し上げました金額が総じて地方交付税の影響額であると申し上げることはできません。

また、平成25年度の本市の当初予算には地方交付税の減額については反映しておりません。今後、地方交付税の予算額に減額補正が必要となる場合には、補正予算を調整して市議会に提案させていただきご審議いただくこととなりますが、平成25年度の事業執行、住民サービスに影響しないように努めてまいります。

次に、3問目の公契約条約の制定についての1点目のご質問にお答えいたします。

公契約につきましては、まだ、一般的に普及している状況ではありませんが少しずつ制度の動きがあることも事実であります。この条例は労働報酬に下限を設けるものであり、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るものであります。

受注者である自治体と労働者を雇用している受注者である事業者双方の合意が必要なことは前提であり、双方の理解が必要であると考えます。

2点目のご質問についてお答えいたします。

子請、孫請などの下請の重層的な体系につきましては、建設工事のより専門的な分野に多く見られます。

現在、施工計画書に施行体系図などを掲載させ、工事に携わっている業者の把握をいたしております。また、下請通知書の提出により下請負金額の確認をしておりますが、労務単価については確認できておりません。下請負者との契約をするに当たっては、それぞれ対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければなりません。

公契約条例につきましては、九州内においては制定した自治体の事例もお聞きしていないことから今後研究していきたいと考えます。

3点目のご質問にお答えいたします。

地方自治法施行令第167条の10第2項において、一般競争入札により工事または製造、その他についての請負の契約を締結する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは最低制限価格を設けられるとなっております。

本市においては、現在のところ業務委託には適用しておりません。しかしながら、道理的に考えられないような低価格での落札を避けるため、議員仰せのとおり、業務委託に最低制限価格を設けている自治体もあり、今後研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○19番（神村次郎君） はじめに訂正をいたします。

私の最初の説明の中で、最低制限価格制度を最低賃金と申し上げたようです。最低制限価格制度です。

それでは、質問を続けていきます。

最初のこのバリアフリーの問題ですが、JRといつごろ協議をされたのか。そして、現在隼人駅は南側への駅前広場の計画があるみたいで、それとの事業のすり合わせみたいな感じで検討されているようで。それから、都城駅は大体2,300人ぐらいですか利用者が、ことしの秋ごろから事業化になると聞いております。串木野駅も整備が検討されているようです。このことをご存じですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

JR九州からは、昨年6月に加治木駅のバリアフリー化をしたいということでエレベーター設置を中心とする事業計画案を示されました。先ほど市長のほうで答弁されましたように、事業費等も示されたところでございます。ほかの駅のことについてちょっと承知してないところでございます。

○19番（神村次郎君） 6月ごろJRから示されたということですが、それ以降協議はされていないんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） それ以降については交渉しておりますが、県のほうにまず補助金のほうについて、そういう制度の創設はないかということで相談に行っております。

先ほど、市長のほうから答弁もございましたとおり、検討する必要性はあるということでしたか、制度創設によって後年度の県財政への影響も念頭に置かなければならないということで、次年度にすぐといったことにはならないというような説明を受けまして、市としても財源確保ということがございますので検討してるところでございます。

○19番（神村次郎君） それでは、障がい者福祉計画を少し見てみたんですが、24年の3月に発行されていますが、駅舎やバス停など、障がい者や高齢者が利用しやすいように段差をなくすことやエレベーターの設置など、関係機関に要望していきます。そういうことで、福祉行政の立場からどのようなJRに対する要望をされているのかお聞きをします。

○福祉部長（窪田広志君） 障がい者福祉計画のことについてのJRに対する要望ということでございますが、直接JRとは要望はしていないところでございます。

○企画部長（甲斐滋彦君） 企画部のほうで、先ほど市長のほうでも答弁がありましたけれども協議会が設けられています。その中で、始良市のほうから11件のJRの要望をしております。その中で、始良市においては市内の各駅のバリアフリー化を図るということで要望しているところでございます。

○19番（神村次郎君） 具体的にそのエレベーターの設置とか、そういうことを要望されているんですかね。

○企画部長（甲斐滋彦君） 要望書の具体的な件につきましては担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（福留 修君） 企画政策課の福留でございます。お答えいたします。

要望項目の中で、加治木駅、錦江駅のバリアフリーという形で要望しているというところでございます。

○19番（神村次郎君） 促進協議会を通じての要望ということですが、具体的にそのエレベーターの設置も書くべきではないかと思うんです。具体的にこの法律は言ってるわけで、ただバリアフリー化と言われると、相手も受け取るのがおかしいんじゃないですかね、どうですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 具体的にはエレベーターとは書いておりませんが、両駅の利用者には、わずかですが段差につまづいたり、また車椅子では動きにくく大変苦勞していると、誰もがいつでも安心して利用できるよう駅の段差を解消してバリアフリー化をしてほしいとの要望をいたしているところでございます。

○19番（神村次郎君） 錦江駅も要望されているということですが、きのう、質問の中で錦江駅についてありましたが、錦江駅は、スロープをしてほしいという要望が以前からあったんですが、そのことについては今回は事業の中に入ってないですか。

○企画部企画政策課長（福留 修君） お答えいたします。

今、JRのほうから提示されました内容につきましては、エレベーターの設置というものが提案としてなされております。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えします。

昨日質問があった中の錦江駅の整備の委託設計をして、今、計画して一部分3月には完成しておりますが、残りの事業といたしましては簡易エレベーターとか、それとスロープについても計画の中にはございます。

以上でございます。

あります、すみません。

○19番（神村次郎君） 了解しました。

やっぱり、具体的にその要望をするときにはエレベーターという言い方をしなければいけないと思うところです。

それから、答弁の中で6,000万円を超える事業費は財政的に与える影響が大きい。私は事業の優先度を疑問視をするわけですが、今回この事業は補助制度も事業所に対してですがあるわけで、6,000万円という市の負担になります。この当初予算をきのうからいろいろ皆さん議論をされていますが、このバリアフリーの事業を優先度についてお伺いしますが、費用対効果、これは要するに今言ってる高齢者、障がい者、先ほど最初に申し上げました、数字を申し上げましたけれども、市全体でしたが、2万人ぐらいいますが、恩恵に浴する人が極めて少ないんですね。これを費用対効果で計算をされていると思うんですが、そういった財政的な優先度、そのことについてお伺いします。費用対効果がどうなるのかお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） JRの整備については、そのエレベーター設置ということについては、見解の相違があるということでもありますので、ただ効果的にすると、JRのここをそういう環境にある駅が一斉にかかるとすれば、車椅子の方にも有効な手だてとなろうと思いますが、本駅、加治木駅のみを設置としても、なかなかそういう効果が出ないということを考えます。したがって、この協議会を含めて、そのJRの駅を有する自治体等の動向、それらを見ながら考えていきたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） 効果が出ないということですが、私はそういうことにはならないと思うんですね。要するに、対象が少ないから、優先度は落ちるよ、そういうことなんですかね。

○市長（笹山義弘君） 要するに、仮に加治木駅で乗って、例えばこの方が鹿児島駅におられたとしたときに、この車椅子をどういうふうに処理するのかという問題が現実起こるわけですから、そういうことを考えますと、そういう関係する駅等との保有する自治体とも協議する必要もあろうというふうに思います。

○19番（神村次郎君） 私は、車椅子は今のところ申し上げておりませんが、ほかの、私が申し上げているのは、こういう話を聞いたんです。加治木駅から乗って、中央駅でおられます、鹿児島駅で何でおられるかと言ったら、階段があります。ここを鹿児島駅にも、始良市民ですが、2年ぐらい前に世論に書かれた方がいらっしやいまして、鹿児島駅にエレベーターを設置してほしい。その人は中央駅におられるんです。中央駅でおられて、用を足されて、中央駅から日豊線の上に乗ってどこでおられるかゆくと、錦江駅でおられるんです。錦江駅でおると下に下るだけ。ここでおられて、タクシーに乗って、加治木駅で加治木駅近くの駐車場にとめて、そこに、そういうことなんですかね。

始良の場合、帖佐の場合も同じです。これ、聞きましたが、宮崎に行く人ですが、帖佐駅から乗って、帰りは始良駅でおられる。階段がないからですね。で、始良駅から帰る、そういうことをしてるんです。階段がやっぱりきついと、そういうことであります。ぜひ、そのことを捉えていただきたいと思います。

答弁には、JRが金を出さんという言い方ですが、JRが、国鉄のころからJRになって、JRも相当な財政的な厳しい状況もあると思います。そういう中で、既にこの地方自治体に財源を求める、これはもう何十年続いてきた経過です。私は思うのは、地方自治体も金を出して、市民のために利便性を向上する、そのことが必要だと思うんです。どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 鹿児島、中央駅から霧島、国分駅までの間は、JR九州にとりましても、日豊本線のドル箱というふうに私も感じております。そういうことから、この運行ダイヤの点を含めて、この利用者に対する、どのような、施設の面も含めて、図ればいいのかということは今後、協議してまいります。

○19番（神村次郎君） 少し財政的な問題ですが、東九州自動車道、これも今、国は地方自治体に財政的なお金を出せ、そういう言い方をしていますが、そういう格好で地方自治体の金を出しながら、公共交通機関をつくり上げていく、そういう状況です。JRについても、私はやっぱり地方自治体も負

担をしながら、市民の利便性を向上する、そのことが大事だと思うんですが、再度、お聞きをしますが。

○企画部長（甲斐滋彦君） 先ほど来答弁しておりますが、基本的には全額JR九州が事業負担でしていただきたいわけですが、なかなか厳しい状況でございますが、関係市と一体となって、やはりこういうものは県とも協議をして、県も必要性は認めているわけですので、県のそういう制度が創設されるなり、そういう関係機関と一緒に進めていくべきと考えているところでございます。

○19番（神村次郎君） やっぱり、ぜひそういう地方自治体も財政負担をする、そういうことを検討してほしいと思います。

それから、答弁の中で、始良市には5つの駅がある。最も効率的な方法を何か含めて検討をしたいということですが、市長は以前、始良市の中央駅は帖佐駅だという言い方をされていますが、移動等の円滑化の基本法では3,000人未満のところ、現在は基本法は3,000人以上のところのバリアフリーを完成させよという目的にしています。しかし、2,000人未満のこの乗降客のところはその次の施策として出そうということにしているんですが、当該の自治体とか、そういった人たちの要望があればできるようなふうにも理解をしているところです。

そういったことで考えると、始良駅が2,500ですかね、そうすると、このことを帖佐駅にバリアフリー化を設置をしたい、そのことも含めて考えてみたいということは考えていらっしゃるんですかね。

○市長（笹山義弘君） 駅舎の点もそうでありますけれども、本市には5つのJRの駅があるわけであり、そういうことから、この駐輪場含めて駅前整備も含めながらしていく必要がある。この始良市全域を考えた場合に、蒲生地区の方々の利用ということを考えましたときに、バスで乗り継いで来られるということを考えますと、今そういう交通形態がある駅が一番その可能性が高いという趣旨で、帖佐駅を申し上げましたが、整備については今後そういう形で全体を見渡しながらしていかなければならないというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） それでは、関連もあります。自由通路についてお伺いしますが、加治木駅の高校生の利用状況ですが、加治木高校の生徒は列車通学をする47%、430人ぐらい列車を利用しています。工業高校が390人、同じく47%ぐらいです。約800人が利用しています。

この自由通路というのは国分駅にあるんです。4億円ぐらいで、まち交事業で整備をしたそうですが、帖佐駅にはアンダーの地下通路があるんです。加治木駅にも欲しいなと思うところです。

これは少子化の時代で、高校生の通学もスクールバスを活用するような状況になっています。これからは始良市内の高校で、多くの学生に学んでもらうためにも、通学環境の整備は必要だと思っております。そういう中で、ぜひこの自由通路も検討していただきたい。あわせて検討できないのかなと思っております。再度お聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 県立とはいいいましても、そういう学校を持っております始良市といたしましては、そういう子どもたちの通学環境を含めて、教育環境を守るということは大事であろうということと考えております。そういうことから、財政も見ながら研究してまいりたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） この高校生、肥薩線から約80人来るんです。私も工業高校を卒業しましたが、私の同級生はかばんの中に懐中電灯を持って吉松から来ていましたが、暗いうちに出て暗くなってから帰る。そういうことで、高校生が加治木の町に、始良の町に来てもらう、これはありがたいことでして、少子化でこれ減っていくとなると、学校というのはやっぱり地域の核になります、私は蒲生高校の問題も質問しましたが、そういう観点から自由通路の検討が欲しいなと思っていますところ。そこで、前、まちづくり交付金事業というのがございましたが、今、社会資本整備総合事業ですか、これで検討はできないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

この自由通路、鉄道の下を通る通路だということではないかと思いますが、その社会資本事業につきましては、前後の道路の改良との踏切とか、跨線橋とかというのは、ちょっと私、認識しているところですが、通学路については、今後その社会事業について調べさせていただきたいと思います。

○19番（神村次郎君） 社会資本整備事業で、私はできるのではないかと考えていますが、幾つか私が思いつきで書いてみました。

駅前大通り線、ここ、戦災復興でかなり広い道路になっています。ここに、自転車・歩行車道を設置する、それから植栽帯を整備をする、こういう改修をぜひしてほしいなと思います、こういった事業。

それから、元朝日町住宅の跡地が今、駐車場になっています。ここを公園にできないか。

それから、新富住宅の建て替えが25年から27年にあります。

それから、きのうから議論になっていますが、加治木港周辺の複合機能誘導地の整備計画、マリナーを含めた整備計画です。

それから、加治木駅の北側、ここに都市マスではアプローチの整備が検討されています。それから、加治木駅の北側はやっぱり公園が少ない、公園をつくりたい、こういった事業とセットで、自由通路を、自由通路、たしか都計決定しなければならないと思うんですが、こういった事業とセットで、何か検討できないかお伺いします。

○建設部長（蔵町芳郎君） 自由通路につきましては、先ほどの何ですか、そのセットについては研究させていただきたいと思いますが、今、社会資本整備事業、いろんな道路改良とかやっております、地方改善とか。今、先ほど出ましたが、駅前の維持も工事を、駅から10号線を見て右側を100mほどしておりますが、そのセミフラット化と点字ブロックの設置も随時やっているところでございます。

建設部といたしましては、改良それと新設の部分についてはこのバリアフリー法に基づきまして、設計段階で計画しているところでございます。それと、新富住宅とかございましたが、公共施設の建設に関しても、平成12年度にバリアフリー法が設置された以後、設計の中にはそういうことを考慮した内容となっております。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） ちょっと意見がかみ合わないような気がしますが、ぜひこの社会資本整備事

業で検討できないのか、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、私は観光の面からもぜひ、このレールを利用した観光の促進、これを図るべきではないかなと思っています。せっかく、始良市内を通過している「はやとの風」がありますが、昔、加治木駅ではまんじゅうを駅で売っていましたが、この「はやとの風」を10分ぐらい停車をさせるとか、ここで特産品を販売するとか、レールを使った観光というのをやっぱり検討するべきだなと思います。

それから、このような中でエレベーターとか、自由通路とかしていくと、非常に効果が上がるのではないかなと思っています。また、近ごろの新聞に載っていましたが、いぶたま号を国分駅から発車させて、錦江湾を見せて鹿児島の方に行く、そういう話もあります。ぜひ、このレールを利用した観光の面についても検討いただきたい、そういった意味で、私は駅のバリアフリー化をということでお願いしているところです。

最後にお答えください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

ただいま参考になるご意見をいただきましたので、今、策定中の観光基本計画の中で、そういったことも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 駅舎ちゅうのはやっぱりそのまちのメインになるちゅうか、そこにおいて始めてまちの雰囲気わかるわけで、そういった点でも観光含めて、ぜひご努力いただきたいと思っています。社会資本整備事業の計画も、私は検討できるのではないかな、その駅前本通りから駅舎を越えて、北側のアプローチ線に行く、こういうこともできるのではないかなと思っていますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、2番目の問題ですが、地方自治と景気対策に逆行する地方交付税の減額の問題です。

ご回答いただきました。始良市議会では、昨年9月議会で地方財政の充実と強化を求める意見書を採択をしました。衆議院議長ほかに提出をしたところです。

この中に、給与引き下げを前提とした地方交付税の削減を行わないように要望していますが、このことをこの問題でどのようにお考えですか。

○総務部長（屋所克郎君） 今回のこの給与引き下げというのは、国または県のほうからは、そのような方向でお願いするというような形で来ておりますが、今、各市で足並みをそろえるような指導もいただいているところがございますので、まだ決定ではございませんので、今からまた協議をしていきたいというふうに考えております。

○19番（神村次郎君） お答えが違うんですが、始良市議会として出したんです、そこにお持ちでないですかね。どのようにお考えか。

○総務部長（屋所克郎君） 申しわけございません、今ここに手持ちがございません。

○19番（神村次郎君） 全然、今、私は通告をしていないという話ではないですよ。意見書の中にそ

のことが入っているんです。始良市議会として、25年度の財政について要望したわけです。どのようにお考えですか。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。

（午前11時43分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時47分開議）

○総務部長（屋所克郎君） 国のほうにこの意見書を出されたという中で、こちらが答えるべきではないとは思いますが、今回の措置は異例の措置ということしか言えないと思います。

○19番（神村次郎君） 異例とか、特例の措置とか、特殊なケースとか、いろいろ言われてますが、これ、地方自治体は市職労と当該の労働組合と話を決めて決めるんじゃないですかね。

○総務部長（屋所克郎君） 私もそういうふうに理解しております。

○19番（神村次郎君） お答えがないですよ。答えるべきではないって、感想をお聞かせください、議会がこういう意見書を出したわけですから。

○総務部長（屋所克郎君） 今申しましたように、給与につきましては市独自で決めると、条例でまた定めるというふうになってますので、それ自体はそのように認識しております。

○19番（神村次郎君） お答えはできないちゆうことでしょうかね、感想を聞きたかったんですが。重く受けとめてほしいし、ぜひそうことを肝に銘じながら交渉してほしいなと思います。

それから、鹿児島県のように大きな企業がなくて公務員の割合が大きい、そういう地方では地域の経済に与える影響は大きい。減額をすることでそう言われていますが、どのようにお考えですか。

○総務部長（屋所克郎君） 始良市におきましては、県職を含め、公務員というのは非常に、始良市の位置からして、公務員が多いところがございますので、地域経済には少なからず影響を与えるというふうに認識しております。

○19番（神村次郎君） きのう、おとといですか、川内の市議会でも総務部長がかなりやっぱり地域経済に大きな影響を与える、そう答えております。

それから、鹿児島県では、知事が県内市町に対して、できれば足並みをそろえてほしいと、議長会でも発言されたそうですが、このように各地方自治体で決めていくことを県知事がこういう話をするという、このことはどのように受けとめていらっしゃいますか。

○総務部長（屋所克郎君） 今、知事の発言の感想だと思いますが、なかなかそのところについては、

私も感想的なことはなかなか言えないんですが、3月の22日の日に、またそういう説明会といいます  
が、意見交換会がありますので、その席上で協議をしたいというふうに思います。

○19番（神村次郎君） 最後になりますが、労使交渉されるわけですが、知事の要請を尊重されるの  
か、労使交渉を優先されるのか、お聞かせください。

○総務部長（屋所克郎君） 最終的には、やはり何を基準にするかということで、いろいろ私も考えて  
みましたが、やはり最終的には市民目線ということがありますので、市民目線の中で、交渉に臨んで  
いきたいというふうに今考えているところでございます。

○19番（神村次郎君） ぜひ、労使交渉の中で話をさせていただきたいと思います。

公契約条例のところに入りますが、公契約条例、なかなか普及していない状況です。関東地方に結  
構、5つですかね、6か所ですか、あります。なかなかこの公契約条例でいくと、今のところ前例に  
なるのは1億円とか、5,000万円とか、そういう状況です。そこでですが、そういう制度がなかなか  
まだ普及していない、そういう状況もあります。

業務委託に最低制限価格を設けたらどうかというふうに思います。八代市、鹿児島市で実施をさ  
れていますが、内容をご存じですか。

○工事監査部長（池田満穂君） 今、議員の仰せの八代市等については把握しておりませんが、  
県内におきましてちょっと問い合わせをしてみましたところ、鹿児島県につきましては、業務委託の  
中で、人件費の割合の大きいものを最低制限価格を設けているようでございます。また、鹿児島市も  
同様に、業務委託の中では、その賃金の割合の大きいものということで、実施をされております。近  
接の霧島市あるいは薩摩川内市、鹿屋市におきましては、業務委託につきましては、全然最低制限  
価格は適用されておられません。

以上でございます。

○19番（神村次郎君） 鹿児島市が人件費の割合の高い業務ということで、清掃業務とか、鹿児島市  
なりの、その自治体なりでされています。警備業務とかの5業務がされています。人件費の大きな  
ものについては検討すべきだということで、要領を定めておられるようです。人件費の割合の判断基  
準、おおむね50%以上、これについては制度を設ける、導入するという言い方です。人件費の割合の  
判断基準がなかなか難しいものについては、入札の過度な競争がないように、その中で行われた場合  
については最低制限価格の制度を運用する、そのようにされているようです。ぜひ、この最低制限  
価格の、この問題については検討をいただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○工事監査部長（池田満穂君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃった事業に賃金の割合の大きいもの、こういうものにつきましては、今後、始  
良市のほうでも導入できないかということで、積極的に検討してみたいと思います。

以上です。

○19番（神村次郎君） 本市で人件費の割合の50%以上の業務がどれくらいあるのか、ぜひ資料を、時間がかかると思うんですが、調べていただいて、資料、提供いただきたいと思うところです。

それから、市民の安定した雇用環境の確立、それから地元企業の安定的な経営のためにも、この業務委託の最低制限価格制度はやっぱり導入してほしいと思います。

検討されるということですが、公契約の問題で業務委託にも関連することですが、ILOの94号条約でこういう言い方をしております。人件費が公契約で入札するとき、企業間で競争の材料にされる現状を一掃するために、賃金や労働条件を競争の条件としない。そういうILOの条約の中でうたわれています。

それから、公共サービス基本法、この中では公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする、こういうふうに入られています。こういった低賃金労働で働く人たちのために、先ほど申し上げましたように、市の市民の中でこうして頑張っている人たちをやっぱり手だてをしていくべきだと、そういうふうに入っています。

今後、最低制限価格についても、是非この部分についてはご検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで神村次郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時から開きます。

（午前11時57分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時57分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。16番東馬場弘議員の発言を許します。

○16番（東馬場 弘君） 登 壇

お疲れさまでございます。

私で11人目ですが、あと10名ほど残っていらっしゃいますけど、頑張っていきたいと思います。

さきに通告しておりました4項目について、質問します。

まず、項目1の施政方針についてですが、さきの市長の施政方針の中の一部でありますけども、二、三質問したいと思います。

要旨1ですが、観光地の開発と整備で、龍門滝、重富海岸周辺及び黒川岬周辺の整備とありますが、この黒川岬周辺の整備の事業、取り組みについてお伺いします。

要旨2、地域におけるスポーツ振興策の一環として、始良総合運動公園に屋内野球練習場の建設とあります。その事業計画、目的と必要性をお伺いします。

要旨3、加治木地区は、合併前から加治木地区民の切なる要望でありますスポーツ施設、特にグラウンドゴルフ等でございますけども、これまで議会に陳情され、そして採択されてきました。残念ながら、進展しておりません。高齢者の健康維持・増進、医療費の軽減など、スポーツで育む健康づくりの施設は実現できないかお伺いします。

次に、項目2、自転車レーン、サイクルロードも含まれますけども、の整備につきましてお伺いします。

要旨1ですが、国は市街地や通学路で自転車や歩行者の接触事故を減らすため、走行帯の整備を促進する方針のようではありますが、自転車レーンを設置することで、車道走行により、歩行者と自転車の事故が減少するとあります。本市でも自転車通学、通勤用に自転車レーンを試験的にでも整備できないかお伺いします。

要旨2でございますけども、市民の自転車利用で肥満減少、生活習慣病の改善、健康増進に大きく寄与することが考えられ、医療費の減少にも直結することも考えられますが、市内にサイクルロードのモデル地区を設ける考えはないかお伺いします。

項目3、屋上貯水槽水道についてお伺いします。

要旨1、現在、小中学校、公営住宅の屋上にある貯水槽水道の設置状況とそのメリット、デメリットをお伺いします。

要旨2、屋上貯水槽からの給水を、配水管から直接もしくは増圧設備を介して給水する直結給水方式とし、安全で安心な水を供給することはできないかお伺いします。

項目4、加治木運動場の利用状況と現状についてお伺いします。

要旨1、加音ホール東側の加治木運動場は、唯一加治木地区で多目的に使用され、特に土・日曜日には利用者が多いんですが、その利用状況をお伺いします。

要旨2、残念なことに、この運動場がイベントなどで駐車場に利用され、グラウンドが荒れた状態になり、利用者は迷惑しています。運動場を駐車場に使用することについての考えをお伺いします。

要旨3、他の自治体の事例をお伺いします。

要旨4、この運動場の名称を変えるか、新たに駐車場を整備する考えはないかお伺いします。

これで最初の質問を終わります。あとは、一般質問席からお伺いします。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

東馬場議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目の施政方針についての3点目と4問目の加治木運動場の利用状況と現状についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の施政方針についての1点目のご質問にお答えいたします。

地域の魅力と資源を生かした観光振興を図るため、各地域の資源開発や整備を進めているところがあります。ご質問の黒川岬は風光明媚な岬で、ご承知のとおり、島津家第18代当主、島津家久公が黒川岬で詠んだ歌により、錦江湾と呼ばれるようになったと言われております。いわば、黒川岬は錦江湾の名称発祥の地であります。

しかしながら、国道10号から黒川沿いの道のりは幅員が狭く、また整備が進んでいないことから、今後、観光基本計画の中で、周辺整備に取り組むこととしております。現在のところ、案内板の設置、進入路の拡幅、駐車場の整備、歌碑の建立などが考えられます。県の魅力ある観光地づくり事業や地域振興推進事業により、龍門滝周辺の整備事業を実施しておりますが、今後もこのような事業などを活用しながら整備を進めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

奈良市総合運動公園、屋内野球練習場の計画などにつきましては、議案質疑でもお答えしております。

すが、施設の概要につきましては、鉄骨造平屋建てで打撃練習が2打席できる施設を平成25年度末までに完成させる計画としております。

始良市総合運動公園は、公園利用者が年間19万人を超え、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、多くの方に利用されております。

野球場利用状況は、平成23年度実績で1万1,275人の利用があり、一年を通した稼働率も65.8%と高くなっておりますが、試合前のウォーミングアップを行う施設がないことや、雨天時の練習場確保など、施設機能の向上が大きな課題となっております。また、利用者からも、ウォーミングアップの場所と屋内の練習場が欲しいなどの要望も多数いただいております。

市としましても、観光PRができ、経済効果が大きいことなどから、県観光課が推進するスポーツ合宿誘致事業のセミナーに参加するなど、積極的な各種スポーツ合宿などの誘致活動を展開しております。しかし、問い合わせなどを受けた場合でも、屋内野球練習場がないため、誘致に至らなかった事例もありました。

また、キャンプ誘致の先進地を視察しましても、合宿誘致には雨天時の練習場が絶対条件である、とのアドバイスをいただいております。このようなことから、屋内野球練習場はスポーツ環境の充実を図るために必要な施設であると考えております。

次に、2問目の自転車レーン（サイクルロード）の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

自転車道に関しましては、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資することを目的に、自転車道の整備等に関する法律が定められております。また、道路構造令では自転車の交通量が1日500台から700台が自転車交通を分離する目安としており、設置する場合には2m以上の幅員が必要なことから、現在のところ自転車レーンの設置は考えておりません。

2点目のご質問についてお答えいたします。

世の中には、健康増進や健康維持のためのさまざまな健康法があり、市内ではウォーキングを行う市民を数多く見受けます。議員ご提案の自転車利用による健康法は普通のペースでペダルをこぐことが有酸素運動となり、脂肪燃焼効率も高く、膝や足腰への負担が軽く、長時間運動ができ、心肺機能の向上が図られ、道路の状況に合わせたバランス感覚が鍛えられ、脳の老化防止にも効果的であると言われております。そして、ストレスの多い社会では、その解消法として、その原因となっている環境から一時的でも離れ、自然の中に身を置き、風を切って走る爽快感を感じることも有効であると言えます。

合併前の加治木町では、自転車による史跡めぐりができるよう3つの観光サイクリングコースを設定しておりました。このように、自転車利用、サイクリングによる健康維持、増進効果は明らかであるものの、現時点で、市内にモデル地区を設け、自転車専用道路、いわゆるサイクルロードを設置する構想はありませんが、今後、研究してまいります。

次に、3問目の屋上貯水槽水道についての1点目のご質問にお答えいたします。

設置状況としましては、小学校に5校、中学校に2校、市営住宅には9団地23棟で給水しております。メリットは、直接給水方式に比べ、安定した水圧で供給できること、災害時において、断水した場合でも貯水槽内に残っている水を使用できる点が挙げられます。デメリットは維持管理にかかる清掃、法定検査などが必要なこと、老朽化や破損による修繕などが必要なことなどです。

2点目のご質問についてお答えいたします。

小中学校につきましては、今後、老朽化などにより取り替えが必要になった場合は直接給水方式への移行の可能性も含めて検討したいと考えております。

市営住宅につきましては、水道本管の水圧によって、安定した水圧で給水するための装置が必要になる可能性があること、地域での同時使用時には団地の水圧低下が懸念されること、切り替えにかかる工事費が必要になること、多額の給水負担金が必要になることなどの課題がありますので、今後、補助事業の可能性を含めて検討いたします。

なお、屋上貯水槽方式につきましても、公的機関による法定検査や貯水槽設備の清掃を定期的に行い、適正に管理しておりますので、安全で安心な給水を行っております。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の施政方針についての3点目のご質問にお答えいたします。

市民一人ひとりが健康で生きがいのあるライフスタイルを確立し、みずから進んで体力づくりや健康づくり、仲間づくりを行うためにはスポーツ環境を整備することは大切なことと認識しております。現在、男女を問わず、子どもから高齢者まで幅広く楽しめる健康的なスポーツ施設として、パークゴルフ場の建設はできないか研究しております。今後、建設場所や財政面等を考慮し、実施計画の中で実現に向けて努めていきたいと考えます。

次に、4問目の加治木運動場の利用状況と現状についての1点目のご質問にお答えいたします。

加治木運動場の利用状況につきましては、年間を通して恒常的に、高齢者のグラウンドゴルフやスポーツ少年団の野球、ソフトボール、サッカー、陸上競技などの競技に多様に利用されております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

加治木運動場は、駐車場として使用することについては本来好ましいことではないと考えておりますが、市のイベントである加治木秋祭り、あいらん家うまいもんフェスタなどについては、近隣に駐車場が確保されないことから、やむなく利用させたところであります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

他の近隣自治体では、加治木運動場のように、施設の場所と運動場が必ずしも近接してるとは限らないことから同列に比較することはできませんが、現在では運動場を駐車場として使わせていないとのことでもあります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

新たに駐車場を整備することについては、加音ホールや運動場を利用するイベントの予定団体・人数を勘案しながら関係部局と協議を進めていくことになると思います。

以上で答弁を終わります。

○16番（東馬場 弘君） 順番に一つずつ疑問のところ、ちょっとお伺いしていきたいと思っております。

まず、この黒川岬、私は家から場所が近いもんですから、よく遊びに行きよったんですけども、ここは昔は近くに田んぼあり、射撃場になり、ゴルフ練習場になり、ある企業が砂を置いてるところなんですけども、この進入路、拡幅とありますけども、これは市道ですか、それとも道路形態は何になっていますか。そこから、まずお伺いいたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

この進入路は、市道として認定はしておりません。地籍上では堤というふうな形になっているというふうに思います。

○16番（東馬場 弘君） ということは、道路ではないということですね。

ここに、黒川岬、市長の黒川岬の観光に持っていくと非常にいい考えなんですけども、ここに行くにはどうしたらいいのかなと思って考えてるんですよ。答弁では、案内板の設置、進入路の拡幅、駐車場の整備、歌碑の建立というふうに答弁であるんですけども、どこにつくるのかな。まず、そこから伺いたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 堤を道路にというふうなことを、現在市道でも河川沿いの道路は当然堤防敷きですので、そこは堤を利用して表面だけといいますか、その部分を舗装して市道として利用しているところも多くあります。

以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） これ堤であり、道路じゃないわけですよ。これ所有者はどこになりますか。民地なのか、所有者はどこになるのか、そこを教えてください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 日木山川は2級河川ですので、鹿児島県になろうかと思えます。

○16番（東馬場 弘君） これは、道路整備するのは市ではなくて、県がすることになりますか。県から許可をもらって、私、あまり道路のことは詳しくないんですけども、その点をお伺いします。今回のこの整備は、港町と黒川を行ったりした観光ということで、市長のほうは考えてらっしゃるようですけども、このルートもわからないし、どういったルートになるのか、この黒川岬が観光として生かせるのはいいことなだけけど、もうちょっとこの観光に対する具体的な方法が見られてないと思うんですよ。何か、ここの整備については、市長の思いつきみたいな感じがしないでもないんですけども、その点どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 議員もごらんになってご存じだと思いますけれども、この錦江湾の由来の歌でございすけども、「浪のおりかくる錦は磯山の梢にさらす花の色かな」とこうくるわけですが、ここはこの地で詠んだということで、まさに始良市にとっては錦江湾を、この「霧島錦江湾国立公園」となったということから、それと関連づけて、非常にそういう意味では観光に資するという。昔は、明治期は、ここにもいろいろとまだ施設が残っておりまして、一時期は温泉も出て、そういう観光スポットであったということは史実にはございすので、そこまではいきませんが、そういう錦江湾とのリンクという意味では、非常に観光資源に資するんじゃないかというふうに判断しております。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほど次長が答弁いたしましたが、県の河川の堤防敷という捉え方でございすので、市内には河

川の堤防内を市の市道として認定して、占用して道路として使用している市道もございます。

黒川岬につきましては、敷地内の道路であれば、その市道認定は要りませんが、私もそれから中に入ったことないんですが、ある程度施設を整備するには長い道路が、施設までの道路が必要となるんじゃないかと考えております。仮に、その進入路を整備する場合は、市道認定を行い、河川の県からの占用許可をいただいて、整備するという形になると思います。

○16番（東馬場 弘君） このことについては、あと1問だけ、延長はどれくらいありますか。10号線から、あそこは入り口は先ほども言いましたけども、企業が砂を入れたり出したりしていると非常に砂ぼこりがするし、あそこから出入りするのにいかがなものかなと思うんですけども、もちろんこの対岸から橋をかけるというのもどうかな、多分かけられないんじゃないかと思いますが、以前は橋がありましたけれども、その方法を、延長とその方法、先ほどは駐車場とは書いてありますが、まず、その2点をお伺いいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

国道10号から岬までは、約500mほどあります。その堤は、4mぐらいの幅員かと思しますので、その企業のほうの土地の相談とかも整備するとすれば出てくると思います。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） 整備するとなると、結構お金がかかるんじゃないかと思いますが、この黒川岬行って中に入ってしまうと、意外と癒しの空間、ちょっとオーバーでしょうけども、そんな感じでいいところはいいところですので、予算が経費がそんなにかからないようなやり方ができたらというふうに思います。

次、2点目に入ります。運動公園の野球練習場の件ですけども、せんだっても質疑があったわけですけども、ここの面積500m<sup>2</sup>とありますが、坪数で言うと150坪ぐらいですね。形態はどういった形になりますか。

まず、そこからお伺いいたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

屋内野球練習場の形態と申しますか、鉄骨平屋建てで建設いたしますが、その面積が15mの35m、525m<sup>2</sup>となる建物です。その建物内には、投球練習場が2か所設置できます。また、投球練習以外にも内野の守備練習等が、投球練習をしないときは、そこでできるようなスペースがございます。

以上でございます。

○16番（東馬場 弘君） 今、部長が投球練習が2か所、答弁では打撃練習が2か所、どっちにしてもできるんでしょうけども、これ狭いですよね。するのであれば、もうちょっと大きくつくるべきじゃないかと思いますが、答弁でいろいろ書いてあるんですけども、利用者からウォーミングアップの場所と屋内の練習場が欲しいということで、要望が数多くあったということなんですけども、そもそもこの要望というのはどこから出たのかですね。市内の方なのか、それとも市外の方なのか、まず、その要望がどこから出たのかをお聞きします。

それと、経済効果が大きいことと書いてありますし、いいこと書いてあるんですよ。観光誘致の先進地を視察しましてと書いてありますね。合宿誘致には、雨天時の練習場が絶対条件であるということがここに書いてありますけども、合宿ですから宿泊施設を伴いますよね、大体が。ここは宿泊施設がないし、以前からも始良市には、よく宿泊施設を設けなさいとかいうのは出てくるんですけども、この先進地の視察、どこを見られたのか、まず、その2点をお伺いします。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えをいたします。

先ほど答弁の中に、23年度の実績で総数で1万1,275人の利用者があると。

これは、その各利用者の団体から雨が降った場合に、そういう屋内練習場があればなあというような希望もございますし、また、いろいろ県のほうで合宿の誘致なんかをしておりますが、先般も奈良大学のほうから野球の合宿の申し込み等が保健体育課のほうに来ておりますが、その場合でも、その施設の状況で屋内練習場があるかとか、そういう問い合わせもございますので、要望については利用者ということでございます。

それと合宿所の件ですか、合宿所の件は大体合宿に関しましては、50名ほどの割合で申し込みがございますが、近隣の溪谷苑とか名前言ったら申しわけございませませんが、ある種50名ぐらい泊まれるところを希望するか、市内の宿泊先を選んでされているようでございます。

先進地研修につきましては、これは保健体育課と観光課のほうで行っておりますので、そちらのほうで答弁いたします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

研修先といたしましては、霧島市と薩摩川内市のほうに行かれているということですが、観光課のほうでは観光客ということではないんですけども、そういった交流人口をふやすスポーツ合宿を誘致するという手だてから、市町村に希望をとりまして県でまとめて行かれております。

以上です。

○16番（東馬場 弘君） さっきも言いましたけど、つくるのであれば、やっぱしなるほどなというような施設をやっぱりつくるべきだと思いますよ。5,000万円でこんな極端に言えば、小っちゃいと言え小っちゃいですよね。しかも、雨天時の練習場確保で、大体、野球、雨が降ったら野球しないんですから、野球はですね。野球、あそこはもう高台にありますから、雨が降ったらあそこ行かないですって、もう野球は中止ということですね。

だから、雨天時というのも答弁の一つの方法かも知れませんが、いいのをつくるときは、もうちょっと広くできなかったのかなということですけども、市長どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） いろいろな要望等がございまして、ここは非常に始良市になりましてから、一段と利用が促進されているということでございます。そういう中で、これまでも答弁で申し上げましたけれども、ロッテのプロ野球球団とか、それからそういう合宿を伴っての要望の中で、どうしてもその断念なされた一つには、その施設がないということがございました。そういうことから、整備を指示しておったところでございますが、研究をするようにということで、参考にしましたのは県の施設を参考にさせていただいて、同程度で機能するだろうという判断だろうと思います。

○16番（東馬場 弘君） 陸上競技場と体育館の間に広場がありますよね。

ちょっとしたところ、あそこでも使えなかったのかなと私思ったんですけども。

3次の実施計画によりますと、今年度は5,000万円、来年、再来年ですかね。6,000万円ばっかいた予算が実施計画の中に入ってますけども、まだ小出しに何かつくられるのかなというように私は危惧するんですけども、一遍につくってほしいという気持ちがあるんですけども、これは今回予算が計上されていますから、ちょっと残念だなというふうに思います。

次、行きます。

自転車のことですが、先日、私は警察に行って始良市の状況について、ちょっと二、三お伺いしてきたんですけども、答弁では現在のところ自転車レーンの設置は考えておりませんということだったんですけど、そんなはずはないんだろうなと思って、私、警察に行ってきたんです。そしたら、状況が違いまして、これはできないというほうが答弁はいいのかなと思いました。というのも、答弁にありましたけども、設置する場合には2m以上の幅員が必要と、自転車側レーンを道路の端っこにつくるんでしょうけども、なぜ2mなのでしょう。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 自転車を乗って走行するときの専用幅が、1mと構造令の中ではうたわれております。そこで、自転車がすれ違うためにはその倍の2mが必要であるということで、2mが規制されているようでございます。

○16番（東馬場 弘君） 多分、歩道上のことだと思いますけども、私が質問したのは、歩道上じゃなくて車道の左端ですから、2mなくても行けるわけです、本当はですね。道路構造上、法律で言うと、歩道のやつはやっぱり2mはないといけないというふうになってますけども、1.5mでもいいというふうになってますけども、今回の場合は、その車道にこういったのつけた場合の残りの車が通る幅ですね。たしか2.75だったんですか、前3mぐらいないとだめということで、始良市に合致する道路があるのかなと思ったんですけども、この車道に自転車レーンをつくる、そういった環境にある道路が始良市内にあるのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 始良市内で、今、一番大きな道路といいますと、加治木の駅前通り線の総幅員が19mございます。歩道が今の現況で、4mずつですので、路肩をとっても残りは10mにはなります。議員言われるように、この幅ですと設置するというのはできるとは思うんですけど、先ほど答弁の中でもございましたように、通行する自転車の台数から考えると、特に設置する必要はないのではないかなというふうに思っております。

○16番（東馬場 弘君） 私の質問では、試験的に言いましたかね。そんな感じで、部分的に自転車レーンはこんなもんなんですよというような感じでできないのかなという質問だったんですけども、先ほども言いましたけど、ちょっと触れかけましたけど、歩道を自転車で、今、通ってますよね。中学生、小学生もちろん一般の方もですけども、自転車は軽車両なんですけども、通ってよろしいのかなと思うんですよ。そういったレーンがないわけですから、歩道を走るんですけども、これは法律上どうでしょうか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） その歩道が、自転車歩行者道というふうな位置づけでつくられて、それがそういう自転車歩行者道という指定がされている道路であれば、自転車に乗って走行は可能かと思います。そのほか、歩道を自転車に乗ってというのは、法律上は認められないのではないかというふうに思います。

○16番（東馬場 弘君） これも警察に行って確認してきました。だめだそうです。でも、目をつぶると、警察はそういった状態らしいです。始良市の市道で、県道もですけども、国道は歩道通行可なんですけども、歩道通行可ができる市道、県道も、県道はご存知ないかどうかわかりませんが、市道どこが整備されていますか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 県道では、その歩道が広いっていいますと、栗野加治木線、それと川内加治木線などがあるというふうに思っております。

市道は、奥之宇都線の一部が、そういう形でつくられているようでございます、奥之宇都線。

○16番（東馬場 弘君） そういうことで前、一般質問でもやりましたけども、自転車と歩行者の接触というのが意外と多くあるんですね。ですから、本当はできるのであれば、車道の端のほうの路肩に自転車レーンを設けるべきであるということで、今回質問をしたわけなんですけども、できないということですので、これは納得しました。

その前に、私はちょっとこの質問の答弁要旨がばらばらになったものですから、最初の項目1の3、これ教育委員会なものですから、ここを質問するのちょっと忘れてました。ちょっと質問したいと思えますけど。ちょっと戻って申しわけないです。

何かパークゴルフを研究していると、ゴルフ場をですね、ということなんですけども、グラウンドゴルフ協会の方からなかなか予約がとれないと、せんとり公園でも一部使っているとあるみたいなんですけども、ここは公園だから使っているのかなという問い合わせやら、なぜ、加治木地区はスポーツ施設がないのに取り組んでもらえないんだろうかと。

それで、市長の施政方針の中にそういったのがあるのかなと思ったらあるんですね。ただ、そのスポーツ施設をつくりなさいどうのこうのじゃなくて、ただ健康増進計画に基づきながらという、こういったこだわりがあって、生活習慣病等のどっちかという福祉関係のほうなんですかね。こっちのほうに入るみたいなんですけども、アウトドアの、やっぱり高齢者に限らず、そういった方々の施設は、今すぐには無理かもわかりませんが、整備していくべきではないかと思えますけども、その点をどうでしょうか。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

今、スポーツ施設につきましては、これまでも加治木弓道場あるいはグラウンドゴルフ場、そしてまた市民プールという形で要望はいろいろ出てきているわけですが、私どもが考えておりますのは、この答弁書にもありますように、子どもからお年寄りまで、またいつでも利用できるような形でのパークゴルフ場を建設することがいいのではないのかということで、現在研究しているということでございます。

○16番（東馬場 弘君） それは、場所をどこを計画されていますか。始良市内ですから、結構あちこちあるんでしょうけども、それが一つですね。

それと、今回新年度予算の中に入ってきてるんですけども、加治木の公共地の一部を買うということがちょっと出てると思うんですけども、須崎のあそこは大体3,000m<sup>2</sup>ぐらいですかね、1,000坪ぐらい、そこはどういった計画というか、公園というか、そういったグラウンドゴルフ関係にも利用できるのかなと私勝手に思ってるんですけど、その2点をお答えください。

○教育部長（湯川忠治君） 今その研究していると申しますが、なかなか場所がないということでございまして、あまりにも造成費のかかるような起伏の激しいところも少し、あまりにも費用がかかるというのもちょっと問題がございますし、あとその地区もどの地区につくるかということも現在いろいろと総合的に研究をしているという状況でございます。まだ場所としては、はっきりとは検討はいたしてはおりません。

○総務部長（屋所克郎君） 須崎の公共用地の一部に、3,000m<sup>2</sup>ぐらいですが、用地を確保するというのは前々からの予定でありましたので、今回その用地を公社から取得をするということでございまして、遊具等を設置する予定はございませんが、グラウンドゴルフ等には使えるという計画で進んでおります。

○16番（東馬場 弘君） であれば、グラウンドゴルフになると、あれは50、30、外はですね。ですから、三五、十五、1,500ばかり面積が要りますので、3,000ではちょっと足りないのかと。ですから、あと少しぐらい広げられたらなと思いますけど、そこんとこ、また考えていただけたらなと思いますけど、それも一つ。

それから、これはこれで終わって、この自転車レーンの要旨2のほうに入ります。

答弁にもありますけども、以前、旧加治木町ではサイクリングコースというのは設けてあったんですけども、構想が始良市になって構想はありませんってことですけども、どっか一部分でもいわゆる整備できるはずだと思うんですよ。

例えば、先ほどちょっとありましたけども、龍門司坂、白銀坂、今度発見されました掛橋坂ですか、この3点を結ぶ一つのサイクリング的な構想に入れられないかということを考えるんですけども、いわゆる健康増進、先ほど答弁でもいいこと書いてありますよ、「ストレスの多い社会では、自然の中に身を置き、風を切って走る爽快感を」とありますから、ぜひ取り組んでもらいたいと思いますけども、一つ、上げましたそこなんですけど、そこに例えば住吉池公園の周辺を散策するためのサイクルロードとかするべきじゃないかと思いますが、どうお考えでしょうか、その2点。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

このサイクリングにつきましては、もちろん自転車に乗るわけですから、まず、安全面が一番大事だというふうに考えておりますので、今の議員の言われたところもするにとしては距離もあるし、道路の状況もありますので、そこあたりはどの程度できるかわかりませんが、研究とさせていただきたいと思います。

○総務部長（屋所克郎君） 須崎用地の土地の広さにつきましては、正式な協議でいきますと、そういうことになると思いますが、ここで幾らというのはちょっと即答しかねますので、これもちょっと研究させていただきたいと思います。

○16番（東馬場 弘君） 研究はどんどんしていただいて結構なんですけども、サイクルロードの件は、やはり大体5km圏内で、そんなに疲れないということですので、ほかに健康面ということを行いましたけども、バス、トラックと違って排気ガスを出さないとか、環境負荷の少ない交通手段でエコな乗物であると。それで、経済性等を考慮すれば、自転車走行空間の整備は絶対取り組まなきゃならないことを考えてるんですけども、その点やっぱり危険だからとかいう答弁は、何でその危険はあるんでしょうけども、その人の自転車もそうですし、歩行者もそうです、車もそうです、危険はついて回りますので、そういった5km圏内を中心にそんなに疲れないと思いますけど、そういった整備は進めるべきだと思いますけど、もう一回お願いいたします。

○総務部長（屋所克郎君） 先ほど言いましたように、やはり個人責任ということで言われると思いますが、市が指定をすれば、やはり何かあった場合には市に来るわけですから、それなりの対策は必要だと思いますので、やはり研究をさせていただきたいと思います。

○16番（東馬場 弘君） 次の項目、行きます。

屋上貯水槽ですけども、質問では、小中学校と市営住宅、公営住宅があって、学校側と住宅が旧団地、23棟答弁があったんですけども、今回お聞きするの学校関係なんですけども、これは始良地区の学校でよろしいですか。別に、校名は言っていただかなくて結構なんですけど、その確認を。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 始良地区内の小学校が5校、中学校が2校です。

○16番（東馬場 弘君） この貯水槽の耐用年数は大体、老朽化とありますけども、どれくらいなのかですね。それで、取りかえが必要になった場合は、移行しますということですけども、取りかえで幾らぐらいかかるのか。その、一つの学校のタンクを直結にするための取りかえ費用を大体試算されているのか、その費用を、その2つを答弁ください。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 耐用年数につきましては、ちょっと調べてみますと、なかなか、その状況によって異なるものですから、正確なのはちょっとつかめなかったところ。ただ、金額につきましては、中学校のほうで見積もりをとってみましたところ、大体430万円ほど、小学校につきましては、規模によっても違うと思うんですが、1か所とったところでは、260万円程度というふうな見積もりをもらっております。

○16番（東馬場 弘君） 大体、500万円前後になるのかなと思います。それぐらいでできるということですけども、これはだんだん、順次直結に変えるべきだと思いますけど。というのは、結局団地の場合は、毎日水使いますけども、小中学校の場合は夏休み、春休み、冬休みありますけども、定期

点検されていると思いますけども、この分のときは使わないわけですよ。結局ためているわけですよ。

ほいで、また学校始まったらそれをまた使うと。衛生上は幾ら点検されていても、衛生上はちょっと問題があるのじゃないかなというふうには危惧するんですけども、その点はどうですか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 水槽の清掃につきましては、夏休みのところでやっております。ですから、そのときには全部、水を吐かして中をきれいにして後、水をためているということをやっておりますので、確かに議員の言われることはもっともだと思っておりますが、ある程度は水の入れかえとかというものは、できてるんじゃないかなと思っております。

○16番（東馬場 弘君） 教育長にお伺いしますけども、これは順次に7校、直結にかえていくべきではないかと思いますが、その点は教育長はどうお考えですか。

○教育長（小倉寛恒君） 古いものは、昭和52年に設置したものから、平成元年に設置したものまでございますので、そういった経年劣化ということで子どもたちに害といたしますか、そういったことの影響の出るような水にならないように、年次的にそれは交換していければと、直結方式にかえていければというふうに考えております。

○16番（東馬場 弘君） 法定検査とって、年に1回検査あるのは知っています。ですから、教育長がかえていければということですけども、かえていく方向で努力していただきたいというふうに思います。

最後です。運動場の件についてお伺いします。

答弁の中で、駐車場として使用することについては、本来、好ましいことではないと考えています。これ、好ましくないですよ、本来じゃなくて本当に好ましくないですよ。というのは、イベントの後、昨年秋祭り11月の、たまたま雨が降ったものですから、でもあそこはほとんど田んぼ状態だったですよ。その後の整備はどうかなと思って、ちょっと見に行ったことあるんですけども、まあ、きれいにされていませんね、ちょこちょこっとあれ、誰がしたんですか。

○教育部長（湯川忠治君） 実行委員会が、始良市加治木総合支所のほうでやったりしましたんで、職員とあと、その管理人のほうで整備しております。

○16番（東馬場 弘君） 年間整備費用が、たしか600万円ぐらいですよ。高いお金を払ってるんですけど、年間。非常に残念で、それで管理人の方がしたと言いましたけども、半ばプロだと思いますけども、でこぼこあれでよかったのかなと思ってですね。走る人、ソフトボール、サッカーはそうでもないけど、陸上競技なんか結構あそこの近くですから、陸上競技はもうちょっと東側になりますけども、何でこんなふうになるのかなと思いますね、駐車場に使うのかなと思って。これを、今後はもう貸さないとかいうふうにはならないですか。

○教育部長（湯川忠治君） 本来、運動場でございますので、駐車場として利用するのはあまり不本意

ではないんですが、ただ始良市の大きなイベントということでありまして、加音ホールの駐車場では足りないという、その辺を考慮いたしまして、現在、駐車場としての許可を出しているところではございますが、加音ホール行事といいますか、年間に二、三回程度しかその駐車場としては貸してないと思います。

その後、整備もスポーツトラクターとかそういうもので、ちょっと時間はかかりますけれども、原状に戻すような努力しておりますので、市のイベントを盛り上げるという点で、その辺をご理解いただければと思います。

○16番（東馬場 弘君） 使いやすいから、便利だからということでしょうけれども、駐車場はちょっと離れたところに利用すればあるじゃないですか。あそこ使えばいいじゃないですかと思いますけど、ほんで「あいらん家うまいもんフェスタ」で前回使ったんですけども、今年も計画されているみたいですけども、その再来年はどうかと、再来年は一応計画されていないと、ほんであそこを使っという私は思うんですけども、こういったイベントなんかも警察が移動して、あそこが更地になれば、あの辺の利用も考えてもいいのかなと、先々の話ですけど、もう運動場を、駐車場に使うのもうやめましようよ、どうでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

できれば、私たちも、そういう運動場専用で使って使用したいという方向であります。ただ市全体の中でそういう大きなイベントをするときには、やはり外部のお客さん方も来られるわけですから、できるだけ近くにしたいという思いのある中での利用でございます。

○16番（東馬場 弘君） お客様ていうか、ここはグラウンドを駐車場にするのかなと反対に思われますよ。利便性がいいからということでしょうけれども。やっぱり名前、質問にも書いてありますけど、その分の答弁がないですけども。名前変えなくちゃいけないですね、加治木運動場から市民広場に。変えていかなくちゃいけないですよ。そしたら、堂々といろいろと使えるんじゃないですか、どうでしょうか。

○教育部長（湯川忠治君） あくまでも加治木運動場ということで、設置目的がやはり体育及びスポーツの振興を図るためという目的でございますので、また、この名称も定着してきておりますので、名称を変える考えはございません。

○16番（東馬場 弘君） だから、その目的だから駐車場に使ったらいけないということを、私言ってるんですね。

それで、使うのであれば変えなさいってことです。そこのところを言ってるんです。だから、なかなかそういったふうにはいかないかもわかりませんが、そういったふうにならざるを得ないと、私は思いますよ。だから、市民の人が有効に使うわけですから、ほいで土・日なんかでも結構予約がとれないとか、グラウンドゴルフでも野球でもとれないということですので、本当は大事に使いたいんですけども、使う人がグラウンドが荒れているということになれば、もう本当にないごてこんなことに貸すんだろうかと、我々はこう聞くんですよ。だから、多分聞かれたと思いますけども、今

後グラウンドを別に、加治木は先ほど言いましたけど、このスポーツ施設がないですから、このグラウンドを別に整備する方向でも考えてみてください。

どうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 現存の施設を有効に活用するということに努めているところでございますが、一例を言いますと今回、公民館をリニューアルいたしますが、そのあそこの施設もイベントの折々でグラウンドに駐車場として使っていると、この状況を回避したいということで今回、駐車場を少し広げるといことにしてございます。そういうことで、今後ともこの加治木運動場周辺についても適地があるとすれば、その整備も計画していく必要もあろうというふうに思いますので、年次的に検討してまいりたいというふうに思います。

○16番（東馬場 弘君） 最後に、市長のほうで整備を年次的にということでしょうけども、期待を持ちたいと思います。これで終わります。

○議長（玉利道満君） これで、東馬場弘議員の一般質問を終わります。  
次に、湯元秀誠議員の発言を許します。

○3番（湯元秀誠君） 登 壇

今回は、質問事項を2つほど通告いたしておりましたので、随時質問をしていきたいと思ひます。一番上の空き家・空き地活用はバンク制度でという質問事項でございます。市内の全域に、空き家・空き地が多く点在しておられると思ひますが、その所有者のほとんどは近隣にはおられず、管理もさまざまな状況であるのじゃないかと思ひます。

今までも、議会では議論が多くなされているわけですが、24年度に市は、実態調査をされたと思ひますが、そのことについて含めましての今後の取り組みを問ひます。

1番目の、空き家・空き地の調査での件数の結果、所有者確認などの集計はできましたでしょうかという質問でございます。

2点目、聞き取りを含めた調査もあり、個々の実情も異なるが結果の分析をどのように捉えておられるかお聞きいたします。

3点目、この対策事業は、個人の財産についてどこまで行政が関与できるか、非常に難しいと思ひますが、データをもとに所有者の追跡調査なども必要かと思ひます。今後の取り組み方策が確立され、市が関与することで信頼と協力が得られると考えますが、今後の取り組みの具体的な方策を問ひます。

4点目、空き家・空き地バンク制度を設置する方策は考えておられないか。市の事業で売却・賃貸を希望される人の不動産情報を窓口やインターネット等を通じて、購入、賃貸を希望される人に提供する仕組みはできないか。

例といたしまして、福岡県の宗像市での取り組みは、専門の不動産事業者や工務店などの会員から成る市民公益活動団体が設置され、市のほうで行政側では手をつけられない宅地建物取引業者が仲介をするシステムを導入しておられます。このような導入は図れないかという質問でございます。

(5) 宗像市でも子育て世代の方へ中古住宅購入、リフォームなどに補助金が交付されております。

始良市が目指す人口8万人に近づくためには、現在制度化されてます今の魅力ある移住定住促進事業に加え、バンク制度を設けることにより、効果がさらに高まると思われませんが、市長のお考えを伺いたい。

6番目、市内に環境上、良好といえず、解体撤去すべきと判断される危険家屋は何件あるか。その対処策はどのようにしていくか。この問題は、相続人等の管理能力も含め、今後、一層問題が深刻化することが予想されます。所有者から危険空き家認定申請書を自治体が受け付け、さらに建物・土地の寄附の申し出の制度を設置している自治体もあります。この制度の設置はできないかお伺いいたします。

質問事項の2点目でございます。森林整備は百年の計でという質問でございます。

始良市は北東部から北西部にかけて山林地を有し、森林地帯から錦江湾への海に至るまで、一自治体で水系を有し、コンパクトでバランスのよい恵まれたこの自然環境は、我々は後世に引き継いでいく義務があると考えます。

しかし、近年、木材の価格の低迷、林業家の高齢化が進み林業経営の士気が低下し、荒廃している山林が目立ちます。

鳥獣被害の実態はさらに深刻であります。人々が山に入らなくなったことも一つであります。人間本位の林業行政のあり方も今日の被害の拡大を招いているといっても過言ではありません。

そこで、(1)、要旨の1でございますが、昨年4月に森林法の改正により森林経営計画書を作成、提出しなければ、国の補助事業が受けられなくなっております。山林の何%の計画が、面積、件数ですが、計画が提出されているか。市有林の直轄林と部分林ではどれくらいあるのかお伺いいたします。

2番目、この経営計画が推進されないと、森林組合の運営にも大きく影響を及ぼすこととなります。計画書作成はどのような指導がなされているかお伺いいたします。

3点目、分収林では相続者が確定していない山林や、共有者不在の物件もあると考えるが、部分林の台帳は整理がなされているか、整理が進んでいるかという内容でございます。質問いたします。

また、管理が困難との理由で契約の解除を希望されるケースもあるとお聞きしますが、どのように対処しておられるか。契約解除された物件は市の直轄林となるのであるか、それもお伺いいたします。

4点目、山林環境を守ることや市の財政などを考慮して、契約解除された物件について、広く市民に部分林の契約参加を募ることなどはできないか。市民の手による森林保護の継続と林業家の起業育成にもつながると思いますが、考えを伺います。

5点目、山林事業は、長年携わり現場や実情を熟知した職員配置が望ましいと考えます。林業関係者の方々から、職員を短期で異動させないでほしいという意見があります。人事の執行権のある市長の考えを伺います。

6点目、市有林の監視人の高齢化が進み、後任者の選任が課題となっているようでございます。監視人の増員と強化を図るべきと考えますが、市は2年に1度の監視人の研修会も廃止の方向であるとお聞きします。森林事業は百年の計を持って取り組むことであり、始良市の山林への取り組みは大きく後退すると思いますが、考えを伺います。

7点目、監視人の日常の務めは、林道・市有林の監視、災害・鳥獣被害の点検、案内役など、年に何回の監視の日程があるのか、また、年間手当は幾ら支給されているのか伺います。

始良市鳥獣被害防止対策協議会には、その監視人も加わっておられるのか、監視人の増員に、山に

精通した猟友会の方々などを加え、その監視人としての業務拡大を図る、鳥獣被害防止に本腰を入れて取り組む考えはないかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の空き家・空き地活用はバンク制度でについての1 点目のご質問にお答えいたします。

今回は、厚生労働省所管の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して、居住可能な建物を発掘し、再居住につながるようにすることを目的に、アパートやマンションなどを除く、一戸建ての空き家の実態調査を行いました。実態調査の結果につきましては、空き家戸数が加治木地区で498戸、始良地区で895戸、蒲生地区で385戸であり、市全体で1,778戸でありました。なお、所有者の確認ができたのは、全体で446戸でありました。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

空き家の状況を把握するため、各物件や庭木などの状況に応じて、S・A・B・Cランクの4段階に分類し、明らかに居住可能なSランクの物件は37戸、少し修理などが必要なAランクが662戸、相当程度の改修が必要なBランクが704戸、崩壊状態のCランクが328戸、調査不能のものが47戸であり、居住可能な住宅と思われるS、Aランクは計699戸、約39%でありました。所有者へのアンケート結果からは、ここ10年以内で空き家となったものが過半数あることもわかってきたところであります。

空き家の地域環境にもたらす悪影響が、空き家問題として焦点を集めつつありますので、調査結果の分析と対策の検討を担当部署に指示したところであります。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

空き家情報をデータベース化し、インターネットなどで情報公開する体系を構築する前段階として、空き家の賃貸や譲渡する意向のある人の傾向を見るために、所有者確認を行ったところであります。基本的には空き家の所有者の方が希望され、申し込みをされた場合のみ情報提供するシステムを検討しているところであります。また、借り受けや譲り受けを希望される方にも登録を募り、建物などの情報を重点的にお伝えするシステムを構築し、空き家情報の活用が活発化するように工夫しているところであります。

4 点目のご質問についてお答えいたします。

所有者に対して実施した空き家の所有意向アンケート調査により、所有する空き家を賃貸もしくは売却してもよいとの意向が示された物件もありますので、所有者の意向と移住希望者などをつなぐ仕組みとして空き家バンクを構築し、平成25年度には開始することとしております。

5 点目のご質問についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、移住定住促進策と空き家情報の提供を同時に進めることは有効な施策と考えております。そのため、平成25年度から、空き家調査により収集した情報などを中心に、賃貸や売買に応じていただける建物の情報をデータベース化し、インターネットで情報提供することとしております。

6 点目のご質問についてお答えいたします。

今回実施した空き家調査で調査した一戸建てのうち、屋根や外壁などの破損などを把握できる現場写真と件数は、収集・把握しておりますが、危険家屋と分類してよいのか分析は行っておりません。

地域住民に危険を及ぼしたり、地域環境を悪化させるような建物の状況につきまして、今回の調査結果を分析していくこととしております。その結果により、今後対策を検討していきたいと考えております。

次に、2問目の森林整備は百年の計でについての1点目のご質問についてお答えいたします。

市に提出された森林経営計画面積は3,623haで、本市の民有林の25.5%の面積であり、そのうち、市有林の直轄林が912haで、部分林が201haであります。また、経営委託契約件数は995件であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

森林経営計画につきましては、山林所有者の方から、始良西部森林組合など、森林の経営の委託を受けた者が森林経営計画の認定を受けるために、森林経営計画書などを市に提出した際、認定要件を満たしているかの確認指導を行っております。その前の森林経営計画書の作成指導については、県が開催する研修などを行っております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

部分林につきましては、平成25年2月末現在で1,255件の契約をしております。議員仰せのとおり、名義変更など手続の済んでいない部分林もあり、現在、台帳整理に取り組んでいるところであります。また、造林者から部分林設定許可の解除申し込みがあった場合は、解除申請書を提出していただき、解除通知を行い、現存の樹木を含め市の直轄林となります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

造林者から解除申請のあった部分林につきましては、市の直轄林になりますので、間伐などを行い、適正な管理に努めてまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

職員の人事異動につきましては、適材を適所に配置し、事務支障のないように図っております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

市有林監視人は、蒲生地区の林道や市有林の監視・点検などの仕事を現在6人の方に委嘱しております。加治木地区及び始良地区の市有林の監視などにつきましては、始良西部森林組合に委託しております。議員仰せのとおり、今後高齢化が進み、監視人業務をできる方がいなくなる状況も考えられます。今の市有林監視人の方ができなくなれば、林業事業体である始良西部森林組合に委託しなければならないと考えます。

7点目のご質問についてお答えいたします。

市有林監視人は、直轄地区の林道や市有林を随時監視し、異状を認めるときは、職員と現地確認を行い、月1回文書にて報告をいただいております。市有林監視人の報酬は、1人当たり年間3万4,600円であります。始良市鳥獣被害防止対策協議会には、市有林監視人は加わっておりません。市有林監視人の増員につきましては、現在のところ考えておりませんが、監視人の不足している地域は、始良西部森林組合に委託し、監視していきたいと考えます。

鳥獣被害防止につきましては、平成22年度に始良市鳥獣被害防止計画を策定し、23年度に始良市鳥獣被害防止対策協議会を設立して、集落ごとの被害防止活動への取り組みを行っているところであります。

また、被害が出た地域においては、有害鳥獣捕獲隊の皆様には有害鳥獣の捕獲をお願いしており、今後も、被害防止と捕獲の両面から鳥獣被害に対する取り組みを推進してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○3番（湯元秀誠君） それでは、空き家、空き地活用はバンク制度でいうところから、質問を随時行いたいと思いますが、今回の空き家、この始良市の場合は空き家調査のみでしたね。私は空き地調査のことも含めて質問をしているんですが、空き地についてはほとんど触れられておりませんが、まずその点、空き地調査は行っておられないんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

今回の調査は、議員仰せのとおり、空き地は含まれず、空き家のみの調査でございます。

○3番（湯元秀誠君） 明らかにここは家があったであろう、門も形跡が残っている、隣地境界線等にはブロックも積んである。せっきゃく、4種類のランクづけをされて調査をされたのなら、これは調査が目的であって、本来の目的はないんじゃないですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

今回の調査は、集落にある空き家をいかに活用するかという視点がございました。そういうことで、県のほうの補助事業を活用してしたわけですが、かなりな件数でありますので、今回は空き家のみの調査とさせていただきます。

○3番（湯元秀誠君） 今言われたその言葉がそのままだと思いますね。補助金の利用で云々と。本来始良市が求めていく目的をやっぱり示して、それに向かって仕事せんないかんですよ。雇用創出のさまざまな制度があるから、この制度の目的、それがそれを活用するための目的じゃだめなんですよ。いっぱいありますよ、宅地で空き地が。

この調査の方法を職員がなされたものか、どっかに委託されたものか、せめてちょっとこの手法的なものを教えてください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

まず、議員ご指摘のとおり、空き地の関係も非常な課題でございますが、今回はいかに集落にある空き家を活用していくか、それから、今後空き家になっていくであろう家についても前もって調査をしまして活用していくことが、集落の維持、存続につながるという視点での調査を計画しました。

そのときに、県のほうの緊急雇用創出事業臨時特例基金というものがございました。この基金の7,874万円を活用しまして、委託をしまして、NPO法人のLかごしまというのがございます。ここで、この基金は調査を目的としますが、主たる目的は、雇用創出ということですので、調査員を4名雇用するということでの基金活用でございます。

平成24年の6月から平成25年の3月まで、始良市内の全市を調査しまして、結果的に、先ほど市長が答弁申しましたとおり、1,778件の空き家を調査したという結果でございます。

○3番（湯元秀誠君） 今、緊急雇用の、そういう一つの雇用創出の事業を取り入れて云々ということで、委託もされました。

委託をされるのは、このじゃあランクはこういう方法で調査をしてほしい、ここまで追い込んだ調査をしてほしい、ここまで追跡してほしいという、そういうものの示された委託条件というのはどうということなんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 詳しい委託条件については担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（福留 修君） 企画政策課の福留です。

まず、全体を9点満点にいたしまして、Sランクは9点満点でございます。7点、8点がAランク、それから4点から6点がBランク、3点以下をCランクというふうにしたわけでございます。そして、例えば、外壁、屋根、瓦等の破損がなく、きれいなものは3点、やや破損しているが、居住は可能と判断されるものについては2点、破損しており修繕が必要と思われるものは1点、大きく破損しており、居住が不可能と思われるものは零点、いわゆるその調査員が感覚で判断したものを点数化するという形です。

あと、電線の引き込みとか窓ガラス等、庭木等についても同じような方法で点検をする形で指示して、調査していただいたということでございます。

以上でございます。

○3番（湯元秀誠君） それは事務的な話であって、それも一つ私が条件はどうでしたかちゅうのに入りますからそれもそうですよね。であれば、例えばこの調査をされた方々は何を情報元手に調査をされてるわけですかね。それで、例えばその自治会の方の意見をお伺いするとか、どこまで追跡するか、どこまでやってくれという、そういう条件をつけられたかですね。

このランクをつけるときに、この空き家対策のみにしかしないという、決められた動機は何ですか。空き地は何で入らなかったですか。入らなかった理由を教えてください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

まず、今回の調査というのは、先ほど申しましたけども、集落の維持・存続、高齢化が進んで、やはり家が住まなくなっていくという状態が見えております。そういう中で、やはり高齢化率が下がるということは、集落にとっても非常に厳しい状況ですので、住めるお家は今のうちに確保したりとか情報をとって、また、空き家でも使える家については住んでいただくことが、その集落の維持・存続につながるという視点での調査を計画したところ、たまたま県のほうにそういう雇用の基金がございましたので、活用した次第でございます。

それから、調査にあたりましては、自治会の集落の自治会長さん方をお願いしまして、自治会の中で把握される家について、住所、連絡等を調べていただいて、私どものほうに送っていただいて、それを委託業者と一緒に調べてわけですが、そういう視点から、先ほど課長が申しましたように、4つのランクですけれども、すぐに使える物件というのが非常に重要ということと、それから修繕が必要だが使える物件、この2つの物件が非常に私どもが活用できるということの視点がございましたけれども、そのほかにも、やはり今後危険家屋というのも想定されますので、そういう危険家屋に相当するBランク、Cランク調査をして、非常にこの家は危険だということは、ただ調査員が専門業者じゃないわけですので、写真等撮って、後日それが庁舎内でも検討できるようにという資料をもと

にしたわけでございます。

始良市内全体を見渡しますと、約3万4,000戸の家があるわけですが、その中でも、空き家というのはどの程度あるのかというのは、実態は調査されておりませんでしたので、今回県の基金を活用して調査した次第でございます。

○3番（湯元秀誠君） もう毛頭、その空き地は頭にはなかつたちゅうことですね。空き地の今回の調査ですね。今後も空き地については問題視しないと、そういうふうな受けとめていいですね。

田舎では、独居老人、ひとり暮らしが多くて、亡くなった途端に廃屋なんですよ。そういう状況があるわけですね。後からそういうことも含めて話をしますけれども、今回のこの調査をどう予想されたものとすりゃあ、大体その数値に来たのか、そこを含めてどう分析されてるか、どう感じてらっしゃるか。

それと、ここ10年でこういう結果に、半数以上はなってるんだと、空き家になってるんだということですが、じゃあ10年後はどう予想されますか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

議員が先ほど指摘されました空き地の関係は、非常に重要視しております。企画部が所管しております移住定住の促進条例でも転入者の増加を図ろうとしても、実際、空き地がないのが実情でございます。そういうことで、今後は、空き地についても、やはり自治会の方々にお願いしまして、優良な物件がありましたらお知らせしてもらうような、そういう制度も構築しようということで、部内では検討しているところでございます。

今回の調査にあたりましては、まず一番感じましたのは、10年間の間にこれだけ減少したんだなということと、それから、今後10年間もやはりこの対策を打たなければ、空き家というのはどんどんふえていくんじゃないかというふう感じております。

○3番（湯元秀誠君） いや、そんなに大事なことであれば、この後のバンクの制度についても言うわけでしょう。空き地のことは一つも出てきてない、答弁には、考えてないちゅうことなんですよ。私の質問は空き地も入れてますよ。その答弁に、一つも触れてないんですね。だから、やる気がないちゅうことに私は理解して、次に進みます。

この未確認の空き家がありますね。未確認の中で所有者は確認されたものの中で、所有者は県内、市内、市外、県外、そういう分類はまだ進んでませんか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（福留 修君） お答えいたします。

どの地域に住んでおられる方が所有者かという統計は、まだ、きちんとは整理いたしてはおりませんので、ここではご説明できない状況でございます。

以上でございます。

○3番（湯元秀誠君） 25年度でいろんな制度も設けるんだというお話、ここにもちゃんとあるが、25

年度と言えばあと何日か後ですよ。で、まだそのいろんな分類のあれもなされてないと。議会対策も担当課の方あったでしょうから、さまざま。こないだ調査も終わったばかりですかね。そういったことで集計等含めて、まだ大ざっぱでしか進んではないと思うんですけども、やはり、なぜ私がこういうことを聞くかということは、どこに情報を発信していくか、どういうところまでの方々に踏み込んでいくかっていう、今後の攻め方なんですね。多分、今のままでいけば受け方ですよ、始良市は。

後でも言いますが、窓口、始良市に相談してみようかな、どこに行ってみようかなちゅう気持ちの湧かない窓口といいますか、担当部局しか書いてないですね、いろんなのにしても。ですから、多分やりました、調査やりました。言われるならば、一応そういうのは利用できますよぐらいで待つ、一つの事業にしかなくていかないのじゃないかなと懸念をします。

そういうことを含めて、やはり県内に知れ渡る、いろんなところまで情報が伝達できる方法を一生懸命考えにやいかんですよ。我々が所管事務調査に行きますね。前向きな市やら町村は、もう要らなくてよか書類までくれますよ。所管の所管以外、所管調査をする事務事項の調査事項以外のものまでも積極的です。また、ある自治体では、守り、今のままで現状体制をそのままという感じで、見ててもわかります。そのまちの活力、意気込み、感じますね。

ですから、やっぱり始良市がどういう、皆さん方も含めて、我々も含めてどういう方向のまちづくりをしていくかというところは、やはり人なんですよ。ですから、25年度からやるんでしたら、もう着々とこの準備に取りかからにやいかんの、まあそういうことでしょう。ということはやっぱり、ある意味では攻めじゃないなと思います。

25年度からそういう取り組みをされると思いますが、質問事項の5点目になりますが、始良市の移住定住促進事業、この制度ですが、非常に、ほかの自治体に比べていいものだと思えます。まあ、でも、一つ、先ほど言いましたけど、これインターネットで調べますと、面白いですよ。普通は一番最初に、この件については窓口はここですよとぼんと出らんないかんですよ。探す一番最後に出てくるんですね。それも何て書いてあるかという、企画部企画政策課地域政策係お問い合わせ先と書いてある。

この、今、空き家・空き地対策の中でバンク制度をどうですかということを提案して、市もその方向であるということをお答えなったわけですけども。であれば、今後どういう、そういう制度をするが、じゃあどういう仕組みを持って、どういう前向きなもので、どう明らかにして、わかりやすくして、住民も、始良市民が、情報を得たものをどんどん来客者やら来られた方に話ができる、親戚の者にも話を飛ばすことができる、そういう具体的に具現化したものがわかりやすく説明するためには、まず我々がわかりやすくならんやいかんですけど、わかりやすく説明ください、今後のことを。

**○企画部長（甲斐滋彦君）** ご答弁申し上げます。足りないところは企画政策課長が答弁いたします。

空き家バンクについては、ただいま議員ご指摘のとおり、調査した物件について699戸が居住可能な住宅ということですので、個々の地権者のほうに、もう既に意向調査をしておりますので、その中から、意向を示された方については、インターネット等を通じて情報を公開していきます。

議員ご指摘のとおり、また、有効な開示の仕方というのがあるかと思っておりますのでそれについては、今後いろいろとしてまいります。そして、契約にあたりましては、県内にあります2つの不動産業者がございしますが、宅建協会と不動産協会、この2つの協会のところに既に打診をしておりますので、4月以降に具体的に契約をいたしまして、個人との契約に関しては、この民間の方々も活用していた

だいて、市内の不動産業者も含めて、みんな周知する中で空き家の活用が図られるようにと計画しているところでございます。

○3番（湯元秀誠君） 市内の不動産業者にも周知を図りながらということだが、結局参加はできるんですか、例えば、その仲介について。手数料ももちろん生じますね、いろいろのおのおのすれば。そういうことも含めて、地元のそういう不動産関係やら、また、建物を改修をするとか、いろいろなものを含めて、そういう受け皿的なものを、行政ができない部分を民間団体とかそういうことでやるんじゃないかと、もうあくまでもそういう何ですか、宅地建物取引云々のその分を、県のその2団体に委託するという事なんですか。そこら辺もうちょっと、性格的なものを含めて。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご説明が足りなくて申しわけないです。2つの宅建協会と不動産協会、これに不動産業者の方々は、始良市内の方入ってらっしゃいます。その不動産の人たちは自分の物件として契約から全てしていただくということにして、市としては、その情報を伝達したりとか、そういう空き家の情報と、それから市に申し込みがあった人とか、そういうのを全て情報を共有しながら、一緒になって空き家の解消をするという計画でございます。

○3番（湯元秀誠君） 全国でさまざまな例がありますから、もうちょっと突っ込んで研究してみてください。その方法もいいと思いますけども、やはり行政が一旦物件を調査して聞き取りをしてやるちゅうたら、情報を全て出されるということは信頼と協力なんですよ。行政がするから安心があるわけですよ、わかりますか。かけた以上、効果のあるものに、成果が出らんといかんですよ。これは調査だけの金がかかるとるわけでしょう。ですから、これについては、地元の人たちも参加できる形、参加できる形で、やはりさまざまなケースがありますから研究を重ねてください、この件については。だから、県の云々、宅地とあれと協会のほうに投げれば楽は楽ですよ。でもいろんな方々の育成を含めて考えれば、そこには効果的に始良市のためにはならんと思いますね。ですから、もうちょっと踏み込んで工務店さんも含めて、さまざまな形でできる方法はないか、地元の方々が参加できる、多勢の方々が参加できる方法はないか検討してみてください。

それから、その最後ですが、危険家屋、これ6点目のところで危険家屋と分類してよいのかわかりませんということではありますが、私がここで提案していることは、危険家屋というのは、他人からとか周りから言われれば、言われることは失礼なことですね。逆なんですよ。我が家の家はどうもこうもいかん、手もつけやならん、でも財政的にも大変だ、年もとってる、これを壊すこともできない。ですから、これは危険家屋としての申請をその所有者が出すんですよ。出して、そりゃある程度寄附という行為の中でリンクしていると思いますけども、寄附をする意思のある方がまず危険家屋として認めてくださいと申請する、逆に。その申請が受理されれば、その後には、その項目の中に寄附する意志がありますかというところがありますから、寄附する意志があると。

さっき空き地調査をしなかった云々を考えますと、市が寄附をもらうよか税金を取った方がよかですよ、確かに。しかし、その税金さえも払えなくなる、所有者がつかめない、さまざまな問題が今から発生してくると思うんです。そうした場合には、やはり市が一つの管理を市の財産としていただければ、活用方法いろいろありますよ。もちろん、後者の問題、さまざまな方々が今回このバンク制度をつくれれば、さまざまな方が土地が欲しい、いろんな方が来られると思いますので、その方々に、その家屋

分の解体の一部を負担していただくという制度ぐらいの形に、それもあっせんの仕事ですよ。

ですから、危険家屋ということで、それ言ってもいいか悪いかじゃなくて、こういう制度があります、自分の自己申告で思われる方はどうぞ、寄附を思ってもらっちゃる方はどうぞとぐらいはもうやってる町はあるんですよ。これは深刻ですよ、今後。ですから、これは提案しておきます。このことに私は提案として出してましたけども、何ら答弁には入ってませんので、そこを含めて、今後また検討してみてください。

まあ、じゃあ、この空き家についての質問はこれで終わりにします。

森林の整備は百年の計ということで質問いたします。

今、いい答弁やら、よかったことはよかったんですが、ちょっと私が求めている答弁と違うところもあります。しかし、一連の流れで質問してますので、そのつもりで、また今からの質問を答えていただければと思います。

この、今回の森林組合が行ったんですね、この調査は。森林経営計画の認定は森林組合が行いましたということですが、確認指導ということなんですけども、これは森林組合を経てきた森林組合の職員の方が林務課に来られて、こういうのが作成できました、まずその認可をくださいと持って行かれたときに、そこの方々に指導するための確認指導なんですか。

○農林水産部長（安藤政司君） ちょっとご質問の意味とは違うかもしれませんが、答弁で申し上げます指導といいますのは、県の段階で、この森林経営計画の作成並びに市が所有者の方、あるいは森林経営計画を委託を受けた事業者、簡単に申しますと、森林組合がその森林所有者の方から委託を受けて、ある一定の要件をそろえた森林経営計画を作成して、市のほうに提出して、その森林経営計画が計画として国の要件を満たす、満たしていない、そこのチェックをする際の研修ということです。間違っておりましたら、また。

○3番（湯元秀誠君） 部下から教わったことをゆっくりと間違いなく言われまして、多分私が次に突っ込むんでも答弁返らないのじゃないか、今の部長の答弁では。担当の方いらっしゃいますよね、課長、林務の関係いらっしゃいますよね。お聞きします。この書類何通ありますか。

今のはちょっと質問が悪かったです。質問がちょっと内容が、印鑑を押す書類は何通ありますか、この中に。

○農林水産部長（安藤政司君） 今のご質問につきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田でございます。

現在、始良西部森林組合からうちのほうに認定を受ける書類は995件来ております。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。

（午後2時42分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

（午後2時43分開議）

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 答弁いたします。

森林経営系委託契約書は1枚ありまして、それに契約対象森林をもう1枚別紙で書くようになっております。そして印鑑をつく場所が全部で5か所になっております。

○3番（湯元秀誠君） これ、農家が森林組合に出す書類なんですよ。これ8か所あるんです、印鑑さすのが。それを森林組合が郵送したものを返してくれというだけのことです。80のばあちゃんがわかりますか、こんなのが、見てくださいよ。

今回の農政部が出しているのも、たくさん、今、農家の方々が窓口に来られると。オレンジ色の袋持って来られると思いますが、何じゃわからんち言いますよ。だから地区担当者決めてくださいよ、こういう場合は。職員もこの林業にかけてもわかるはずがないですよ、回収率も悪いはずですよ。ですから、森林組合はこの仕事をする、この担当、ここだけを森林組合がやってくださいと、ここは我々がやりますよと、業務分担をせんにゃいかんですよ、こういうなのは。誰も直接これを届けるだけで、それをどうしようちゅう対策、その一人ひとりが、おのおのが、おのおの方々がどうしようかちゅう、その持っていく場所がないんです。送ったっばっかい、すんくじらにボシッと投げやっ人もおいやっし、出せる人もいるし、詳しく尋ねて行きやっ人もおいやっし、さまざまですけど、これすごいよ、8か所ありますよ、森林組合が出したのは。こういうことです。

ですから、今回のこの森林経営計画で、要はこれが出ないと、団体としての山の改善をする、いろんな間伐事業をやるとしても国庫補助金が出てこないという部分があるわけですから、これ出してくださいちゅう意味なんですよ。そういうことがきちっと伝わるためにはわかりやすく、こんだけの何枚もの書類を送らんで、まずわかりやすく、そういうところからやっぱり手がけにゃいかんと思えますね。

この始良西部森林組合などという答弁が出ていますけど、これ、など、ほかにあるんですかね、この委託を受けるところは。

○農林水産部長（安藤政司君） 事業体として、今出てきております中では、始良地区のバイオフォレスト事業協同組合のほうから1件出てきております。

○3番（湯元秀誠君） そこは、ほかの林業家もお願いできる場所なんですか。簡潔にお答えください。

○農林水産部長（安藤政司君） 地権者の方がバイオフォレストを実施体として、その中に入っていければ、取りまとめているエリアとかありますけれども、その要件を満たせば入れることになります。

○3番（湯元秀誠君） ちょっと飛ばします。

まず、5点目の、職員の適材適所に配置して、事務に支障のないようにという云々の市長の答弁があるわけですが、人事権は市長にありますね。こういう部署は、市長、現場が常につきまとうんですよ。で、今までの過去の例やらいろいろを含めてそこの実態を机の上でわかいごっならんいかんわけですよ、現場が。それが掌握できない人が、とことこかわるから言われるんです、みんなが。けんかわっもらうといかんとか、やっぱり経験者を残しながら、若手の職員の配置を更新していく方法を、

こういうところをやっとして、そういう意識を持って人事をやらんと、何や駒動かしみたいにこう、ただ、埋めるために動かすじゃだめですよ、こういう場所は。

人が絡む、たくさんの人が絡むわけです、事業所ですからね、これは。ものも絡みますし人も絡んできますから、やはり信頼できる経験がある人を残しながら新しい人を入れていく人事をやらんと、これはいかんと思いますよ。今後、もう言ったってしょうがない。今後、皆さんが、山関係の方が言われますから、代弁してここで言うておきます。

それから、最後なんですが、議長、執行者の方々に、全員ですが、質問で挙手の質問をしてもよろしいですか、許可下さい。

○議長（玉利道満君） 挙手は難しいんじゃないんですかね。

○3番（湯元秀誠君） 難しいですか、じゃあ一人ひとりならいいですね、一人ひとりなら。

○議長（玉利道満君） 構いません。

○3番（湯元秀誠君） それじゃあ、市長、動物園、捕獲された獣のトラックに積み込まれたもの以外で、最近、猿、鹿、イノシシに遭遇されたことありますか。

○市長（笹山義弘君） 何とっていいか、幸いなことに遭遇はしておりません。

○3番（湯元秀誠君） 一人ひとり質問していてもいいですか。

それでは、総務部長にお聞きします。

最近、ロケット花火で遊ばれたことありますか。

○総務部長（屋所克郎君） 私は、以前が農林水産部にいましたので、したことはあります。

○3番（湯元秀誠君） そのロケット花火は何m飛んだと思いますか。

○総務部長（屋所克郎君） 私の感覚では、10mぐらいだったと思います。

○3番（湯元秀誠君） それは飛ばない湿ったロケット花火ですね。50mぐらい飛びますね、ロケット花火は。私の家の裏も山です。家屋から山まで五、六十mしかないわけですけども、もう迫ってきますよね、猿。厄介ですよ。

今回、この監視人等含めてこの質問したのは、監視人は、私は今先ほどから答弁しているところの答弁書見て、これはもう森林組合のほうに移行していくんだな、お上がそうなんだなと感じています。

でも、今、現在いらっしゃる監視人の方々、やっぱり自分たちのプライドがあり、また誇りがあって今までやってきておられますので、その使命感というのはやっぱりはかり知れない、頭の下がる思いをする現場現場の監視の実態がありますから、それは軽視できないと思いますが、この鳥獣害駆除の連絡協議会をつくっていらっしゃいますね。これには監視人も入ってないです。こういうところが

どうかと思うんですよ。今さっき言った人事の案件も一つなんですけども、全く現場を知らん人ただけじゃないでしょうねと言いたくなるわけです。ですから、これは後ほどでいいです、鳥獣害防止対策協議会のメンバーと、どういう方々が入ってらっしゃるか、こういうことを含めて、ちょっとこの資料、また後で下さい。

現場に精通な方がこういうのに加わっていかんにやいかんわけです。この協議会で防止策、簡単でいいです、部長、担当の課長でもいいです、簡単に防止策を3つ上げてください。猿についての防止策を3つ上げてください。

○農林水産部長（安藤政司君） 猿ということでございます。今ありましたロケット花火。それと、秋のいろんな餌場をなくすということで、柿等についても収穫をきちっとやる。あとは、防護電気柵については猿にはあまり効果ありませんが、ネットとか、そういうことになろうかと思えます。

○3番（湯元秀誠君） 部長もこのメンバーですか。ぱっと、イエスカノーかでお答えください。

○農林水産部長（安藤政司君） メンバーであります。

○3番（湯元秀誠君） 協議の内容を大体、皆さん笑ってらっしゃる、大体感じてらっしゃいますから、そこまで深くしませんが、脱サラをした青年が、3年前から漆でキノコを、シイタケの原木を買ったりして、ことしからシイタケ販売をやろうということでやっていますが、1月から2月にかけて、3週連続で猿被害に遭いました。悲惨なもんですよ。で、担当のどこに行ったはずです、相談に。そしたら追っ払うしかないということで、だったです。

本人は脱サラして、収入をやっと楽しみにしていた、ここまでこぎつけたのにちゅう悔しさもあって、私に泣きつくまでではないですけど相談に来ました。何で、その人たちのことを真摯に思って声を聞いてあげんとですか。我がで飼っているウサギやら猫やら犬がしたとなら、何も問題はないですよ。集団で来て手も足も出せない、自分の力ではどうしようもできないという訴えで来ている者を、どうにか聞き応えてやらんにやいかんですよ。

彼は超音波の話を持ってきたと思うんですね、超音波の器具の話。これは技術的には聞いてらっしゃると思いますけども、39万かかると。これを市でどうにか対応してくれんどかいといえ、これ個人のことに対しては対応できませんと、集落ぐるみでやってください、もうそけ猿が来ちよるわけですよ。集落ぐるみの話じゃなくて、今退治せな、彼の生活がかかっているわけです。そういう現状の中で、そういう流暢な対応でいいですか、そういうことですね。

それと、その超音波を市が買い上げて、モデルになってもいいですから、市が買い上げて貸し出す方法やいろいろ工夫してみてくださいよ。それがうまくケースがいけば、置いて超音波を出すだけでそこには来ないちゅうわけですから、目には見えんですけど。でも、方法としては、そういう個々の方々が、もう出荷前になって手塩かけたものが一円も手にできないその悔しさを考えてごらん。自分たちは給料もらうからいいでしょうけど、脱サラして3年ですよ。何か相談に乗ってやる方法ないですかね、答弁お願いします。

○市長（笹山義弘君） 大変貴重なご提言でございます。

個人に直接的ということは難しいとすれば、そういう類した方々で協議会的なものをつくっていただきまして、そこにおろすという方法もあろうと思いますので、今後そのような方法で指示していきたいというふうに思います。

○3番（湯元秀誠君） この、鳥獣害防止対策協議会、中身を、今後は議会も含めてしっかりと、今度是我々が監視人になって見ていきます。というのは、やっぱり本気になってくださいよ。本気になってください、今回。これは、監視人の研修視察が、湯元さんすげだと、よそはち、もう鹿などが木の皮を食って、木の形ちゃんかどと、こげんない前に、はよ始良市はどげんかせないかんちい言ってますよ。わかりましたか。

○議長（玉利道満君） これで、湯元秀誠議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月15日午前9時から開始します。

（午後2時56分散会）